

大蔵委員会議録 第四十号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君

理事森下 國雄君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事横路 節雄君

理事春日 一幸君

有馬 英治君 宇都宮徳馬君

菅 太郎君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 中山 榮一君

福田 越夫君 坊 秀男君

前田房之助君 山村新治郎君

山本 勝市君 淺香 忠雄君

川野 芳滿君 黒金 泰美君

小山 長規君 薄田 美朝君

古川 文吉君 井手 以誠君

石村 英雄君 横山 利秋君

井上 良二君 川島 金次君

田万 廣文君 平岡忠次郎君

出席政府委員

法制局参事官 西村健次郎君

検事(刑事局長) 井本 豪吉君

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官(主計局長) 森永貞一郎君

大蔵事務官(主計局法規課長) 村上孝太郎君

委員外の出席者

会計検査院事務官 小峰 保栄君

(検査第三局長) 椎木 文也君

専門員

七月二十八日

委員田子一民君及び石山權作君辭任につき、その補欠として薄田美朝君

第一類第五号

大蔵委員會議録第四十号

昭和三十年七月二十八日

及び井手以誠君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案(内閣提出第一四七号)

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一四九号)

金融機關の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案(内閣提出第一五〇号)

○松原委員長 これより會議を開きます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、金融機關の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案の三法律案を一括議題として質疑を行います。黒金泰美君。

○黒金委員 ただいま議題になっております補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案につきまして、いささか政府の御見解を承わりたいと思ひます。

第一に、この問題につきましても、補助金の予算というものが、申請の点におきましても非常にルーズである。あるいはまた査定におきましても非常に困難である。またこの監査が不十分であり、従つてその全体として見まして、予算の執行の中で最も大きな盲点になっていることは、これはもう周知の通りであります。従ひまして、この

法案を政府がお出しになつたお氣持もよくわかりますし、またこの法案をお出しになつて効果がないということとは、私は言えないと思ひます。従つて根本的には私は反対ではありませんけれども、この法律が出ましただけで、これで補助金の予算がほんとうに適正に執行できるといふ保障が果して得られるものか。また一方から申しますならば、非常にきびしい規定をこの中に盛つておられる、これが行き過ぎの点がありはしないか。もつとほかにも、これを罰するならば罰しなければならぬ点、あるいは政府自体において非常には自衛しなければいかに点が多いのではないか、かような見解からいささか質問をしてみたいと思ひるのであります。

根本の問題をいたしまして、やはり現在の日本のあらゆる階層、国も貧乏でありますし、地方の団体も貧乏であります。あるいはまたいろいろな各種の組合、農業団体、その他の補助を受けるものが非常に今窮乏でありますために、心ならずもこのような事態が起つておるのではないかと。ことに終戦後のいろいろな道義の類、ことに卑近な言葉で言いますならば、人の力を借りて何とかうまくやつていこう、そういう者が非常に増えられたというやうな道義の類、こつた点に私は根本の問題があるのじやなからうかと思ひます。そういう点に思ひをいたさずして、ただ嚴罰だけをもつてこれに臨むというのでは、ちよつとこのほど行

われしました究禁禁止法と同じやうな問題になるのではないかと。究禁をする弱者だけをいじめてみましても、これは決して跡を断たない。そのやうな趣旨からこの間案は流産になつたやうに思ひます。こつた点につきまして、政府御当局は、この法案はこつたやうな嚴罰をもつてすれば必ず跡を断ち得る、改善できるといふ自信があまりになるのかどうか。この点を政務次官からはつきり御答弁を願ひたいと思ひます。

○藤枝政府委員 補助金の不正当な使用が行われがちである、それについて今黒金委員のおっしゃつたやうな原因のありますことは、私も同感でございます。われわれも、もちろんこの法律だけで補助金の使用が適正に行われると考へておるのではございませぬ。予算の問題につきましても、たとえば補助金等を非常に切り過ぎておるといふやうなことも一つの原因になつておるといふことでありまして、これは御案内の通り、本年度の予算におきましても補助金の引き上げを相当に、ことに事務職員等の補助につきましてもはやつております。あるいは地方財政の窮乏のために、たとい補助金をもらつてもなかなか自己負担ができないというやうな点にもかんがみまして、補助金の引き上げ等についてもできるだけの処置をいたし、また年來やつておりますこれを執行する中央の職員等の訓練、あるいは規律嚴守、そつた問題も随時努力を重ねて参りまして、こ

ういふものとすべてがマッチしなければ、この法律だけで所期の目的を尽し得るとは私も考へておりませんので、ただいま申しましたやうな全般の問題を十分考へつ、しかもこの法律を出しましたのは、今までもとすれば何か村のため、県のためであれば、補助金を多少ごまかしてもそれは許さるべき行為であるといふやうな風潮の多い点にかんがみまして、税金その他の貴重な資金でまかなつておりますこの補助金というものが、正しく使われなければならぬといふ一つの社会道義と申しますか、そつたやうな觀念を植へつけていくために、ぜひともこの法律を御承認いただきたい。われわれは単にこの罰則をもつておどかすといふ意味でなく、ただいま申しましたやうな貴重な資金である補助金を公正に使うことが正しいんだ、それがたとい一時村のため等になりましても、決してそれは許さるべきでないんだという思想を植へつけたといふことを衷心より念願いたしておるのでありまして、この法律の中にも、受け取る方ばかりでなく、これを交付する側にも相當の義務を負わせまして、不當干渉の防止とか、補助金の交付の遅延をさせないとか、いふやうなことをいたしまして、両々相待ちまして初期の目的を達したい、こつた考へておる次第でございます。

○黒金委員 ただいまのお話で、非常に抽象的ではありますが、各般に心を配られたといふ政府の御趣旨はわかつたのであります。この補助金というも

のは、予算の中で、平たく申せば一番厄介な、一番いやな性質の費目だろうと思ひます。従つて予算を組まれる当局におかれましては、いろいろと心を配つておられることと思ひますが、できればこういう補助金というものをなくしていくことがよろしいことではないか。少くとも重点的、効率的にはかつていかなければならぬものじゃないか。このことは歴代内閣において絶えず叫ばれたが、なかなか実現できない。これにつきましては、国民一般の問題、あるいは今の民主政治の一つの盲点でもあるかと思ひます。そういう方面の改善も必要でありまして、うけれども、来年度の予算をおきめになる際に、この補助金に対して一体どういう根本的な対策を考へておられますか、一つその点をよろしく御説明願ひたい。

○藤枝政府委員 すでに御承知のように、本年度の予算が来年度平常化いたしますと、一面において六百数十億の減税が行われ、一方において事務的な支出の自然増等が行われまして、その間、正確な数字はまだ積み上げておりませんが、相当大きな開きが出てくるのではないかと。従つて来年度の予算編成というものは、相当な困難に逢着いたかと思ひます。特にたゞいま御指摘の補助金等につきましては、その間にありまして相当思い切つた整理統合等を考へなければならぬ段階になつておると思ひます。ただいまも御指摘のように、歴代の内閣がこの補助金の整理について取り組んで参つたのでありますが、なかなか所期の目的を達しておられない。先日当委員会でお話しがありましたように、一戸当りにしま

すと、極端なものは一戸あるいは数十戸というような補助金もまだ存しておるといふような状態でございまして、これは政府としてもできるだけそうした少額の補助金を整理する、あるいはもう少しで普及されたものの補助金を整理する、さらには同種の補助金の統合をはかるというようなことに最善の努力をいたしたいと思ひます。ことにたゞいま申し上げましたような来年度の財政の状況から考へますと、補助金の重点化を思い切つてやらなければならぬ段階になつておると思ひますので、政府といたしまして、この点については真剣に取り組まなければならぬと考へておる次第でございまして、また国会側の御協力を得なければならぬことであらうと考へております。

○黒金委員 たゞいまのお話しで、御趣旨は非常にけっこうであります。いろいろな障害もありまして、うけれども、来年度は一つ断固たる整理をなさつて、こういう問題が起らなくて済むような基礎を作つていただきたい。これをまず念願いたします。

次に伺ひたいのは、この補助金を受ける側の貧困の問題であります。たとへば地方団体におきましても今非常に苦しい財政状態にある。従つて補助金を受けましても、これは今の補助金の御査定によれば非常にきびしい査定であります。万やむを得ない個所しか工事が認められないというのが実情であると思ひますが、そのような工事に對しては、政府の補助がきまりましても、地元の負担がきまりましても、実際の問題として、起債にでも財源を仰がなければならぬ負担がきまりましても、いといふような実情にありまして、

せつかく補助までしてもらわなければ困るような仕事さえも、補助金を返上しなければならぬというやうな実情が現われておるやうなわけでございまして、このやうな事態に對しては、やはり地方団体の財政の窮乏を救うといふこともあわせて考へなければならぬ問題だと思ひます。この点につきましても、根本的には地方財政と国の財政との区分を整理いたしますとか、あるいはまた交付税その他の交付金を増しますとか、いろいろな方法があると思ひますが、政府におかれましては、現在どのやうなことを具體的に考へておられますか、その点を一つ承りたいと思ひます。

○藤枝政府委員 せつかくの補助金が、地方団体その他の地方のこれを受ける団体の財政的な窮乏によつて、必ずしもそれが全部受け切れないという実情のあることは御指摘の通りであらうと思ひます。その意味において、先ほどもちよつと申しましたが、国の財政の許す限りにおいて、一面においては補助率の引き上げ等も行い、また地方団体における財源等につきましても、できるだけのことを行いたさなければならぬと思ひます。しかしいづれにいたしましても、先ほど申しましたやうに、来年度の国の財政そのものも相当な危機に瀕しておるときでありまして、中央・地方を通じて事務の配分を考へ、さらにそれに伴うところの財源措置といふものをもう一度根本的に考へ直さなければならぬ、また地方団体におきましても、御承知のやうに貧富の懸隔が非常に参りました点につきましても、さらに地方の税制

ない時期に来ておると思ひます。前々から申し上げましたやうに、国においても来年度の税制をいかにするかといふことについて、税制調査会等を設けまして根本的な再検討を加えたいと存じておりますが、それらをにらみ合せ、地方の財政の問題も考へていかなければならぬと思ひます。しかし、とにかく国も地方も相当貧乏になつておるときでありますので、補助事業等につきましても、国と地方の財政力に応じて、それが受け切れる程度においてこの補助等も考へていかなければならぬのではないかと考へておる次第でございまして。

○黒金委員 たゞいま政務次官の御答弁がありましたが、地方財政と国の財政の根本的な調整、あるいは双方の事業の間の調整、そういう問題が一番の基本になると思ひます。これを、今おっしゃるやうな方向で来年度の予算までに必ず実現するといふ自信があまりにありませんか。来年度の予算までにこのやうなことを何とか根本的に解決するだけの仕事をなさるお約束ができませんか、どうか、一言承つておきたいと思ひます。

○藤枝政府委員 繰り返して申し上げますやうに、来年度の国の財政はまさに危機に瀕しておるのであります。何となくこれをやるためには、先ほど申し上げましたやうなことを根本的に考へていかなければならぬ、せつかく努力をいたしたいと考へておる次第でございまして、一つ国会側の御協力もぜひお願いいたしたいと存する次第でございまして。

につきましても十分な改善を政府の方で考へてなつておる、かように考へて非常に力強く思ひ次第であります。次に承りたいと思ひますことは、実はこの法案は前々回の国会であります。たゞ、われわれ自由党の内閣当時すでに提出になつた法案でございまして。前回の法案と比べますと、刑罰の点においていささか軽くなつておりました、多少の訂正はございまして、けれども、ほとんど變りのない法案であります。今回の国会が開かれたのは三月中旬と記憶いたします。ところがこの法案が出て参りましたのはごく最近の話であります。なぜこのやうに御くれたのか、承るところによりまして、これは人づてであり、新聞の記事でありますからよくわかりませんが、この補助事業を主として管轄しております役所の方で、このやうな非常にきびしい法案が出ては迷惑だといふやうなことでもつて、いろいろごたごたしておつたためにこの提出が非常におくれたやうに聞いております。ことに仄聞いたしますところでは、もうこの会期末に提出するならば、おそらくは審議終了に終るだらう、審議終了に終るならばまあ出してもいいのじゃないかといふやうな気持ちでお出しなつたところから一部でいわれておるのであります。われわれこれを審議いたしますときに、政府において確固たる信念を持つてこの法案を通さうといふお気持ちがあるのかどうか、その点を参考までに承つておきたいと思ひます。

○藤枝政府委員 この法律案を提出いたしますことが大へんおくれまして、皆様方の御審議の期間を非常に制限い

けはそう参りましたも、人を集めるためにはどうしても飯を食わさなければならぬ。いろいろな付随した仕事が出てくる。実際にお役所でそろばんをおはじきになるようにいかない。そういう点がみんな地元の負担にかぶっている。なかなか容易でない。またあるいは予算の窮屈なためでありましょうけれども、正確に自分のほんとうに必要な量だけ持つて参りますれば、やはり査定を受けてほしい数量が減つてしまふ。それではかなわないから、多少は水増しをして持つていこう。そうしたければ実際の仕事ができないというやうな気分が非常に強いのであります。ことにいろいろな災害や何かの予算になりますと、中間的に査定の段階があり、それがまた各省に参りました査定を受け、それをまた瀬過したものが主計局に参りましょう。このおのおの段階におきましての査定者について、いろ

いろと問題が起るわけでありましょうけれども、究極の予算の締めくくりをしておられる主計局におかれまして、

このような点を一体どうお考えになっているのか、ほんとうに実情に合つて、この仕事はしなければいけない、

これだけはもつともだというときには、ほんとうにそれができるだけの、形式的なワクでなしにほんとうの予算を

つけてやる、できるだけのことをしてやる  
ということをしなければ、これは、補助  
をやつてみても無意味になる場合が非

非常に多い。あるいはまた地元の負担が非常にふえて、かえって困る場合が多い。そこまでほんとうに親切にしてお

やりになるものがなく、こうやって一方だけ罰することは非常に片手落ちである、こういうふうに思うのであります。

すが、こういうことに対する予算御当局のお心がまえと申しましょるか、これを一つ承わりたい。

特に私が申し上げたいことは、災害復旧の予算のごときは、年度割をして金を出しております。ところが実際に橋が流れた、たんぼがこわれた、これを年度割で直すわけに参りません。従つてその分は立てかえておく。立てかえておきましても、後年度の金がなかなか入つて参りません。そうなつて参りますと、結局その間の金利は一体だれが負担をするのか。こういうた金利の負担をさせておきながら、こういうようなきびしい法律をお作りになる、これは無理じゃないか。やはりそういうことはちゃんとできるような方策を講じておいて、その上でもつてこういう悪いことをしなくても済むように、少くとも、たとえが悪いですが、どろぼうに三分の理を与えないだけの腹づもりがなければ無理じゃないか、私はかように思うのでありますが、この点につきましての御見解を承わりたい。

○森永政府委員 ただいま御指摘の点につきまして、先ほど政務次官からお話しがございましたが、私どもも、今後の予算編成に当りましては、特に補助単価の査定に適正を一そう期して参りたい。こういう法律を出しましたからには、私どももいたしまして、その点につきましては十分に努力をするつもりでございます。現に人件費の補助につきましては、先ほどお話しがございましたように、本年度予算では相当改善をいたしたつもりでございます。その他の事業費についても同じでございますが、ただここで一言申

し上げておきたいことは、事業費につきまして、補助単価が非常に安いようなお感じをお持ちのようでありまして、私どもも実はそう無理に査定をいたしておるつもりでもないわけでございます。この点は、たとえば会計検査院の御指摘によりまして、自己負担を免れて、しかも所定の事業量を遂行しておるという例が非常に多いわけでありまして、これは、補助単価が非常に安いという場合にはとてもできないわけでございます。これが必ずしも全部の例であるとは申しませんが、一がいにと安過ぎるものといえないかと思つております。学校等の場合がよい例にあげられまして、非常に安いという話がございます。私どもも、その点は随時実情に合せて検討をいたして参つておりますが、あるいは地方的にはそういうことになつておるところもあるかもしれません。あるいはまたある場所では、これで十分まかなわれておるといふところもあるわけでございます。一律に不当に安いといふふうにも考えていないといふことだけは御了承いただきたいと存じます。今後の問題といたしましては、できるだけ実情に即して適正な単価を実現いたしたく、なお一そうの努力をするつもりであります。

なお災害復旧の問題につきましてお話しがございました。これは、補助単価の問題というよりは、むしろ復旧所要年限をどうするかという問題であるかと存じます。私どももこの災害復旧につきましては、財政の許す限りできるだけすみやかなる復旧を期したいのでございますが、二十八年・九年につきましては、五・三・二の三カ年復旧という原則が財政上の理由から守られなかつた点につきましては、私どもも非常に遺憾に存じます。今後は、先般国会に提出いたしました国庫負担法の改正によりまして、特に緊要なる施設につきましては、できるだけ早く、三年で復旧するといふような方針で臨むといふようなことも相なつておるわけでございます。これもまた財政全般との兼ね合いの問題、もちろん財源の許す限りといふことはございまして、できるだけ早く、緊要なものにつ

きましては復旧いたすように努力を重ねたい、かように考えております。

○黒金委員 ただいまのお話しで抽象的にはよくわかるのです。それで、何とか相手方に抗弁の余地を与えないような予算の執行を大蔵當局においてまず率先示していただきたい。このことを念願いたしておきます。

次に承わりたいことは、この法案で補助金を受けます事業主体は非常にきつい罰則を受けております。この補助金を、たとえばここで不正な理由によつて申請をした、あるいは不正な見積りを持つてきた、ところがこれに對しては、本来これが不正であるか公正であるかというところを見分けるために長年訓練せられた方がこれを見ておるわけでありまして、そういう方がおんになつて、そつすみすつとこれを通せるものじゃないと思ひます。よほど知能的にうまいでございませうのか、本来ならば非常におかしいと思ふのであります。そういうような方が、しかも教段階にわたつてごらんになつてこのような結果が出てくる。私は本来ならば非常におかしいと思ふのです。そういうことが行われることは査定官の

方に、これは非常に恐縮な言ひ分でありませうけれども、何かこれは欠けるところがあるじゃないか、平素の訓練なり、あるいはまたその心がまえにおいて何か欠ける点があるのじゃないか、かように考えられますけれども、これは主計御當局において——これは主計局だけとは申しません。第一次の県の査定もありましょし、あるいは各省でどういふお考えを持っていられしやるか、主計局長から伺いたい。

○森永政府委員 間違つた査定、あるいは粗漏な査定をいたしまして、不当に国庫に損失をかける。これは役人といつたしまして、まことに申しわけないこととございまして、そういうことがないようには、われわれの方でも一そう精勵しなくちやならぬわけでございます。

ただ御承知のように、この補助金の対象になりますものが、実に数多いわけでございます。災害復旧を例にとりまして、十萬円以上というふうな非常に低い金額のものが対象になります関係上、数万件というふうなことも相なつておるわけでありまして、そこでもつて査定が十分にできておりますならば、かりに建設省がそれをうのみにし、あるいは主計局がうのみにさつても、これは適當なことができないのじゃないか。ところがそこでもつて、私は非常に不信用なことを申しまして、地方庁の方に申しわけないのであります。ついでには自分の県に補助費をできるだけ持つて参りたい、ほかの県にとられるくらいなら、自分の県を何とか直したい、これは人情であります。従つてそこでもつて甘くなる。それがまた今度は農林省なら農林省に参りますれば、災害のときに、できるだ

重点的に、こういう方面の強化をはかつて参りたいと思ひますが、しかし何しろ十数万件、あるいは全体の補助金ということになつて、もつと多いかもしれませうが、そういうふうな対象を相手にするわけでありまして、極力精勵しましても、なおかつ目こぼしができる。できるだけ目こぼしがないようになつて参ります。何分にも対象が多い関係上、全く粗漏なきを期する意味の完璧は、なかなか期したいのでございまして、補助金を受ける対象について、何よりもまず自爾自戒を求めることが必要になつてくる、かように考える次第でございます。

○黒金委員 今承わつたところじゃ、ちよつと的確はずれじゃないかと思ふ。私は主計局の査定を今とやかく申しておるのではありません。その第一段階のところでは、まさか十数万件の損傷個所があるといふものじゃないと思ひます。まず第一に出て参りますのは、県の土木課なり道路課なり、そういうところに出て参ると思ひます。そこでもつて査定が十分にできておりますならば、かりに建設省がそれをうのみにし、あるいは主計局がうのみにさつても、これは適當なことができないのじゃないか。ところがそこでもつて、私は非常に不信用なことを申しまして、地方庁の方に申しわけないのであります。ついでには自分の県に補助費をできるだけ持つて参りたい、ほかの県にとられるくらいなら、自分の県を何とか直したい、これは人情であります。従つてそこでもつて甘くなる。それがまた今度は農林省なら農林省に参りますれば、災害のときに、できるだ

け多くの災害の補助金を大蔵省の方から自分の方に持ってきた、建設省にとられるくらいなら、自分の省に持ってきた、これも人情でございまして、従ってそこをあらんになるのが主計局長の眼識だと思ひますけれども、しかしながら、私はその個々の点を申し上げてゐるのではなくて、その第一段階なり第二段階なりの点について、やはり土木部なり農地部に長年なれた技師がおられて、どうしてこのようにならずに、これだけの法律を出さなければならぬような事態になるのか、その点について主計局長の御見解を承りたい、これでございます。

○森永政府委員 別に役人の仁義で同僚をかばつたということでもないわけでありまして、一般的に申し上げると、私が申し上げたようなことで、無理からぬ事情もあるかと存じます。しかし御指摘のように、農地部なり土木部なりでも少し気をつけたらいいのではないかと、面は、確かにあるわけでございます。たとえば二十八年の災害で考へてみますと、農林省の所管の災害で、二重査定になりましたものが五百八十カ所もある。これは同じ農林省の中というのではなくて、建設省との間の所管の食い違いというところもございまして、そうすると、なかなか農地部だけではわからぬ。建設省とも相談しなくちゃならぬというふうなこともあるかと存じます。が、そこらあたりにも少し気をつけてやれば、こういう点は防止できるという面は、確かにあらうかと存ずるのであります。それらの点につきましては、私どもとしても今後一そう努力をして参らなければならぬ、かように考へております。

○黒金委員 その点につきまして、何らか具体的な将来の訓練方法なり、対策があらくなるかどうか、電ねて承りたいと思ひます。

○村上(孝)政府委員 ただいまの二重査定というふうな問題は、これは明らかにあやまちでございます。これは二つの所管の間において十分なる連絡がなされれば、防止できるというふうな筋合いのものでございまして、われわれもかねてからこれらの是正対策を考へておつたのであります。最近でございまして、こうした趣旨にのっとりまして、たとえば農地の灌漑水路、それから河川の水路というふうな、非常にまぎらわしいものについて、どういふふうにしてこうした重複的な申請をなくするようにするかという、両省間のこまかい申し合せ事項が作つてございまして、そして、たとえば単なる申請事項の区別だけではなくて、見地におきまして、これは建設省がすでに補助対象としたという場合には、建設省の色のついたくいを打つとか、そういうふうなことをやりまして、こうした二重査定等のあやまちをなくするように鋭意努力することにいたしております。

○黒金委員 今の御努力を、どうかこの上にも徹底させていたいただきたいと思ひますが、さて、これはわれわれとしては非常に申し上げにくいことであります。今のような過失のために、第一段階のお役人の方、あるいは農林省のお役人の方、あるいはそれを認めた大蔵省の主計御当局の方、これはこの法律によつて一体どういふ制裁と申しましようか、責任を負ふことになつておりましたら、一つはつきり御答へ願ひたい。

○村上(孝)政府委員 この法律の第六條に、交付する側のいろいろなことが書いてございまして、たとえば法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し交付する、こういうふうなことを書いてございまして、もし今申し上げたような過失があらうと、あるいは故意とか、いろいろの条件は問題があらうとしますが、それらの条件を満足すれば、たとえば国家公務員法八十二條の懲戒処分の原因にもなりましようし、それからその場合に、もし事情を知つてやつたというふうなことになるならば、責任とか、あるいはいさばに横領とか、そういういろいろな刑事的な責任もかぶつてくるかと存じます。それからさらに、この重大な過失とか故意がございすれば、予算執行職員責任によつて弁償責任を負わなければならぬ、こういうふうにならうかと思つております。

○黒金委員 それは第一段階の県庁のお役人についても、またそれがまゝ参りまして、たとえば農林省のお役人についても同様でございまいしょうか。

○村上(孝)政府委員 これは国が交付するといふ意味において今申し上げたのであります。農林省とか、そういう国の予算の執行官庁の職員について話でありまして、たとえば都道府県の職員について、たゞさういふふうな事態が起つたとき場合には、先ほど申し上げ

ましたような懲戒処分の問題は、国家公務員法が適用になっておりますから、これは適用になると思ひます。それから横領とか背任とかいうような問題は、これは交付する側と受ける方とはちよつと事情が違ひますけれども、やはりさういふ刑事的な責任がかかることは当然だろつと思ひます。

ただ私の方で申し上げたいのは、なぜこの法案では受ける方——受ける方と申しまして、都道府県以下の職員は受けるわけでありまして、交付する方と申しまして、国が交付する場合をいつてゐるわけがございまして、交付する側にあまりはつきりした制裁規定を置かずして、受ける方にこうした嚴重な刑罰規定があるかという問題でございまして、これはわれわれがこうした補助金の執行適正化という法律を作り出す場合の考え方を御紹介したいわけがございまして、国家資金というものが神聖であり、かつこれが効率的に使用されなければならぬというところは、ひとり補助金に限つたわけではございません。一兆円予算全部についてさうあるべきであります。ただそれがなぜこの補助金についてだけこうした特別立法を必要とするかという理由でございまして、これは補助金というものの非常な特殊性と申しまして、補助金につきましては、もろ方方が何らの義務も感じなくていいのだといふことはないのであつて、当然義務を感ずべきであり、義務を感ずることは当然でございます。交付する側と受ける方とに明瞭な反

対給付を求めた方はいらぬわけでありまして、そこでもらつた方はもらい得たといふ感じに陥りやすい。そこに、一兆円の国家予算の中で三千億の補助金について、きわめて乱用に使はれやすい理由があるわけがございまして。これは、結局その補助金によつて非常に利得する側が、さうした国の資金といひますか、公けの資金に対して何ら厳正な考へ方を持たずしてたくさんとらうとするから、こうした放漫な現象が現われてくるのだ、こういうふうな考へますと、補助金が放漫に流れやすい根源をつくのが補助金の執行の適正化として一番端のなわけがございまして、さうした意味から、われわれは受ける方といひますか、補助金によつて最も利得を受けるものに最も多く自衛を要求しているといふこととございまして。ただ刑事罰がついておられますのは、これによつて何ら罪人を作りたいというわけではないのであります。こうした法律によつてはつきりと取締り法規を確定して、補助金と申しまして、公けの資金に対する道義的な責任が確立しますと、それによつて申請も必要なく、かつ十分な額に自衛されるであらう、これは申請する側の自衛というところとしては、交付する側だけではどうして能力が足りないという趣旨から、われわれはこうしたねらいをつけたわけがございまして。

○黒金委員 ただいまのお答へは、私が伺つたのは少しはずれてゐるのです。補助金を受ける府県の場合は、刑罰の適用があります。私の聞いてゐるのはさうではなくて、いろいろなこまかいものになります。市町村や何かの補助金も一応県で見ている場合がございまして。その際で見た人が、もし今のこの法律で言つておられます義務に違反するといふような場合にどうなるか、この法律は国の役人にだけ適用がな





○黒金委員 私、実は予算の査定を

やつたことのある人間でございます。なかなか眼光紙背に徹しない。これはもう人間のしからしむところでありますけれども、しかしながら、私はも自分査定した事業の相手方が、自分でも正当だと思つて判をついた書類のためにこのような結果が生まれましたならば、職にいたたまれないと思つたであります。どうかこういう点は十分にお考へになつて、そして今後の予算の執行についてお考へを願ひたいと思ひます。ことに私がはなはだ遺憾と思ひますのは、どういたしまして第一次の査定に引きずられがちであります。この法案では、先ほど村土さんからもお話がありましたように、第一次に携わる地方庁の人がこれは抜けております。これは何とか一つあらためてお考へ願ひないか、かような感じがいたします。

次に承りたいと思ひのであります。が、もしも国の出先官庁が、この補助を受ける団体と同じような、不正と不正を申しては悪いのですが、あるいは公正を欠くような手段によつて、たとへば建物を建てるというような経費を多く持つていった。それがかりに私用に使用されれば、これはもう問題はございせん。それでなくて、ほかの用途に使われた、こういう場合に対しては、現行の法律でどういふ責任を負うのでございましょうか、一つ承りたいと思ひます。

○村上孝政府委員 別の用途という意味がなかなかむずかしいのでございすが、普通の補助金でございすと、これは県の予算に入つて何らかのらないといひますか、もつた補助金

という糸のつかない一般財源の中で処理されますから、ほかへの使用ということが非常に行われるわけではございすけれども、官庁の予算は、たとえば施設費なら施設費でもつたものは、ほかの用途といひまして、施設費の中では使えないわけではございす。そういたしますと、結局施設費という議定科目の中で、最初作り出した予算の積算というもののどの程度縛られるかという問題になるのだらうと思ひます。現在のところ、たとえば流用とか、その他の議定科目内における融通手段は合法的に認められておりますので、そういうことで転用しますことは、これはちつとも差しつかえない、そつういふふうに考へております。

○黒金委員 私の質問の仕方が悪かつたかと思ひます。ただ實際問題として、これははなはだ残念なことでありまして、たとえば出張旅費にいたしましても、十だけ必要なものを十二取つて参りまして、できるだけ自分のところの仕事をいたしたい、これも人情でございす。こつういったようなことが行われました場合に、何らかの制裁規定がございましてよろか。

○村上孝政府委員 たとへば十で済む旅費を十二取つたという場合に、それが取り過ぎではないかといひお話しではないかと思ひます。旅費と費用とをのこの行政効果との関連性といひますのは、非常にむずかしいわけではございす。その要求する本人がどういふ見当で十で済むものを十二取つたのだといふ算定をする、あるいはそれが間違つておつたといふ判定をする、これはなかなかむずかしいことと存じます。たとへば一つの行政指導

のために、十あれば大体足りると思ひものを十二取つたといひますときに、それがいわゆる行政指導のために使われておつて、そつうして行政指導の裏が上つておれば、私は目的外の使用とは言えないんじやないかと思ひます。

○黒金委員 そつうなりますと、これは非常に根本の問題に関係してくるのであります。ある市町村の理事者が、十で足りるものを十二補助金をちやうだいたした。その効果が上つたらいひのでございすか。今のお話しでは、国のお役人なら、同じ目的に必要以上の国費を使つて、その行政効果が上ればよいのだとおつしやいましたね。そつうすると、今度は補助金を受ける対象の人間は、國のものでないからいけないのですか。やはりその町村の行政の実績が上れば、多少割増ししてもらつていってもいいんじやないですか。その効果の判断はこの法律ではしていられない。とにかくその必要最小限度のところを押えて、それ以上こえたものは罰則になる、こつういふ法律なんです。その点は一体どうなんでしょう。ちよつと矛盾するんです。

○村上孝政府委員 私の説明が少し悪かつたと思ひのであります。私の申し上げたのは、目的外に使用するかどうかといふことを言つたのであります。たとえば災害復旧のために取つた金を改良工事に使つた、これははつきりいけないうわけではあります。私が申し上げた、さつき旅費の問題でありますが、たとへばその管内の中小企業を指導するといふのに、十萬円の旅費を十二萬円取つた。中小企業を指

導するために十萬円の旅費が全く正しいのだといふのは、私はちよつと神様以外にはわからぬのじやないかと思ひのであります。十二萬円取つて中小企業の指導をした場合には、これは目的外の使用とは言えないだらう。しかし災害復旧のために補助をくれといつて取つた金を、改良工事にまで及ぼすような請求の仕方をすると、それは目的外の使用になる、こつういふことを申し上げたのであります。

○黒金委員 私はそつういふた例がやはり補助金にもあると思ひのです。たとえば何か防虫のために薬剤をもらつてくる。どれだけかければよいといふ一応のはじきがある。しかしそれ以上かければいいにきまつてゐる。それをある程度ごまかして多く持つてきた。それがこの法案の趣旨では犯罪になるのです。國家の公務員については、むしろあなたのお話しでははめられる。どうも思想の統一がこの法案にないように思ひ。國の役人だけ助かつて、補助金をもらひに行く人だけとがめられる。私はこの点についても非常に不可解に思ひのでありますけれども、その問題も水かけ論になりましてよろから、やめておきまして、私はこの法案自体が、たとへば市町村の理事者に対して非常な嚴罰をもつて臨んでゐる。この点のお氣持もわかりませうけれども、今の世間の状態からして、かりに刑事訴訟をいたしてみまして、これは相当長引きまして、長引いてゐる間は、やめなくても済むであります。そつうして時間がたつ。そのうちに、あつて刑罰まで受けても村のためにやつてくれた、町のためにやつてくれたといひて、まかり間違へば、今の時

代世相からいふと、これは佐倉宗五郎になりかねないと思ひ。そつういふうな点をお考へになつたことがあるのかどうか。もしもその人が信用できないといふならば、たとへばこつういふことでもつて問題が起つた以上は、五年間理事者の地位につけないとか、そつういふことをする方がむしろよほど痛ひ。これをやられてみまして、私はむしろその村では、かえつて今の風潮からいへば、ほめものではないにしても、英雄になるおそれがあるのではないかしら、こんなふうにまで考へるのです。

ことに今申し上げた通りに、これに對しまして、國の査定官の方の制裁はきわめて輕い。今政務次官は、これから大いに注意して制裁を実行いたしますと言ひましたが、おそらく私の考へでは、議員か、よほどよくいつて左遷という程度でありませう。一方が監獄に入らなければいけないといひるときに、せいぜい転任くらいで済まし顔ができる、これでは權衡を失つてゐるのではないか。また先ほど申し上げた通り、國の役人が予定以上に金を使つても、業績が上ればそれでいいのだ、こつういふ考へるときに、この法律はどうも刑罰が行き過ぎである、この法案自体の趣旨は、私は決して反對するものでありませんし、ごまつとも思ひますが、片手落ちじやないか、同時に片手落ちであるのみならず、私はこれだけ起訴されまして、あつて痛痒も感じない、任期だけ勤められるといひようなことは、實際は上らない。何らかの行政的な責任をとらせればいいのではないか、こつういふ考へますが、政務次官のこつういふことに対する御見解を一つお聞かせ願ひたい。

出しますときには、またことしの事業分算というものに対して、実際に具体的な交付をいたすわけでございます。それから、その際のタイミングがこの法律施行後になっておりますれば、それは当然適用になってしかるべきかと思ひます。

○黒金委員　よろしくうございます。今の場合には助かります。そうではなした分に、このただし書きで除かれましたね。

○村上孝三政府委員　この法律の附則には、いわゆる二十九年度分以前というふうになっておるわけでございますが、さらにこゝいう法律というものは、



は、非常に実体的な公平性を考えなければならぬというところから、この法律の第二十七条に「他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関するは、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる」というふうに書いてありますので、今おっしゃいました六月、七月の交付の決定のありましたものについて、除きます必要がある部分については除けるかと思ひます。

○黒金委員　そうすると、除きますね。

○村上(孝)政府委員　今おっしゃいましたのは、六月、七月に交付の決定があつて、すでに交付してしまつた、こういうわけでございますね。それは、具体的な事案の点から見て、その方が妥当ならばそうした方がよいと思ひます。

○黒金委員　私はるる質問をいたしたのでありますが、この法案の中には、二月も三月もお延ばしになつたにしては、ずいぶんずさんな点があるのではないかと。同時にこれだけお出しになつて、これで補助金等にかかる予算の執行の適正化ができたなどというものは、とんでもない話である。先ほど政務次官からお話しがありましたし、主計局長からもお話しがありました。いろいろな点で対策を講じなければならぬといふのは、まづいかにいふ、かように考へておるのであります。これ自体に反対はいたしませんけれども、しかしよほどお考へにならないと片手落ちになる。そして正直に申して、主計局の方々がじくじとしてその地位におられないような結果になるのではないかと私は案

ずるのであります。どうかこの執行については、十分に万般の御用意をなさつた上でこれを実行なさるるうちに切望いたしまして、私の質問を終ります。

○松原委員長　奥村委員より関連質問の要求がありますので、これを許します。奥村又十郎君。

○奥村委員　私は関連して一点だけお尋ねしたいと思ひます。

ただいま黒金委員からのお尋ねにもありましたように、補助金の適正使用について一番深い関係のあるのは、第一次査定を適正にするということである。そこで査定をやるのは大体県庁の役人なり、また中央官庁の役人の方が査定をやられる。特に昭和二十八年年度の災害などの査定においては、二重になつたり、あるいは水増し査定が行われた。そういう場合の誤まりといひますか、あるいは故意にそういう誤まりを査定をやる場合もあるが、全国的にいふんそういう誤まりは査定の多かつたが、役人の方々の査定の側の責任を今まではほとんど追及しておられない、処分したことがない、こういうことであります。私はこれははなはだおかしいと思ひます。検査院のお役目として、不正があり、あるいは間違ひがあれば、告発しなければならぬことになつておるはずですが、そういうことをなさらないで、どういふわけでもなさなかつたか、そういうことは一つもそういう事件がなかつたからか、その点をお尋ねします。特に昭和二十八年には、農業災害などは非常にでたらめな査定があつたといふことは、数字によつてはつきりしている。先般参議院決算委員会でも問題になつたが、和

歌山県の御坊市のごときは、会計検査院で五千五百万円であるといふ工事を、一億五千八百万円の査定をしていふ。そういう場合に、査定に携わつた方々の中でだれか間違ひを起して、それはせぬか、それをお調べになつて、その根拠をつくるのが会計検査院のお役目であらうと思ひますが、そういう事件があつても、それに携わつた方々の責任をとことんまで追及しておられぬのは、これは会計検査院の任務が果されておられぬ。私は実は、和歌山県御坊市の事件のごときは、会計検査院がいかに活動なさつたかといふことをお聞きしたかつたのだが、きょうはここで聞きしたい。あの事件について、一つも役人の方々の責任を追及されておられぬといふことではあります。今度の法律を作つて補助金の適正使用を計圖されるが、この法律で果してその査定の方々のあやまちをたゞすことができるかどうか、その点、会計検査院はどう考えられるかをお尋ねいたします。

○小峰会計検査院説明員　お答えいたします。二十八年の災害は、御承知の通り非常に大きな災害があつたわけでありまして、査定も短期間にやるといふので、一時に非常に大ききくさんの件数を担当官が扱つたわけでありまして、私どもが見ましたのも、必ずしも全部ではないのでありまして、私どもが刑法上の処分といふことを検査院に通告するといふことになりまして、いわゆる犯罪のある犯罪といふ疑問のあるものに限るわけでありまして、ところがこれは、別に悪いことをしよ、犯罪をしよといふ意図のもとに間違つた査定をしたわけではないのでありまして、少くとも私どもとしては、そういう

立証は不可能であります。結果において、私どもが検査いたしましたところ、そこには不正査定がありました。あるいは水増しが出て参りましたが、これは犯罪になるという立証は、会計検査院としてはどういふのでないものであります。ですから私どもとしては、犯罪としての処理は、もちろんこれはできなかったわけでありまして、それから行政処分の点であります。これも、あのいわばどきどきと申します。非常な未曾有の災害の査定に当りまして、これは故意があるとか、あるいは過失があるとかいふことは、あとになりましてそう一々断定するだけの資料というものは、私どもとしてなかなか集まらないのであります。たとえば御坊の例をお引きになりましたが、御坊などは顕著な事実であります。御坊なども、査定官において犯罪の意思は毛頭ございせん。ななといふことを認定するだけの資料は私どもとしては集めてありません。また、重大な過失あるいは故意があつたといふようなことも、これまた私どもとしては、それだけの資料をつかむことはできなかったわけでありまして、それからこの法律が出たあとのことではあります。これはだいたひ中にもいろいろ御意見があるように、それが受給者に限らず、査定する側、補助金を交付する側に対する道徳律というよりも、なまのことがあります。これが出ますれば、従来のように、何らそういう明文のなかつたような時代とは取扱ひが異なるから變つてくるのではなからうかと考へております。

○松原委員長　午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時三十分開議

○松原委員長　休憩前に引き続き會議を開きます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案、昭和三十一年産米穀に關する所得税の臨時特例に關する法律案、金融機關の資金運用の調整のための臨時措置に關する法律案の三法律案を一括議題として質疑を続行いたします。石村君。

○石村委員　まず補助金等に係る法律案についてお尋ねいたしますが、こういう特別な立法をせられる御趣旨は、倫理的な効果があるというお話しを承わつたのですが、現在の法規によつても、こういう罰則にあるような処罰はできるのではないでしようか。特にこういう特別な立法を設けなければならぬのはどういふ理由があるか、お話し願ひたいのです。

○村上(孝)政府委員　ただいまの御質問でございますが、現在の刑事法規その他におきまして、たとえばはつきりとして補助金を欺罔したとして、そのうして補助金をたくさん取るというような場合には、詐欺なら詐欺罪というものの適用があるわけでありまして、ただここに会計検査院もおられますので、詳しい御説明があるかと思ひます。助金の交付を受けた事実と、この補助金、果してこの交付官庁側が欺罔したかどうかといふようなことが非常に

す。そういうことになりまうと、普通の刑法の、たとえば詐欺罪でやろうという場合に、交付官庁側が完全な詐罪に陥つて交付したかどうかというところが、これが非常に大きな犯罪成立の要件になるわけでございます。こ

うしたことから、二十九条というように今度は偽りだけでなくて、その他の不正な手段によつても補助金等の交付を受けた場合は、これは反社会的な行為であるというこをばつきり書きまして、明白な反社会性の烙印を押し得ることになるのではなからうか。それから第三十条の目的外の用途への使用でございます。これも、場合によつては責任あるいは横領というやうなことも起るかと思ひますけれども、さういふはつきりした成立要件でなくて、い

わゆる国が補助目的というもののから、こつた事業に對してのみ補助するんだという本来の趣旨から申しますと、さうした嚴重な条件でもって使用すべきものを使用しなかつたというやうな場合に、それが直ちに刑法の背任、横領などになるかといふことも非常に疑わしいわけでありまして、この第三十条に、こつた公けの資金というものをもちつたときの条件以外のことに使へば、それも反社会的な行為であるのだといふことをこに烙印づけますといふことは、今後の補助金の適正化といふことは、従来の実例から徴しても非常に貢獻するところがあるのではなからうか、こつたふに考へておきます。

○石村委員 そうしますと、これは刑法の詐欺とか横領とか、背任とかいふ程度のことにならないものをこれに罰しようといふ趣旨ですか。

○村上(孝)政府委員 ならない程度とか、なる程度といふことではございませんで、犯罪のそれぞれの成立要件といふものには、いろいろな事業について特殊性があるわけでございますけれども、補助金なら補助金の行政につきましても、非常に典型的なものにつきましては、こつた特別法によつて、普通の詐欺よりは異なつた要件でも、その被害法益を守るために、特別的な刑罰を科そう、こつたわけでありま

す。

○石村委員 そうしたねらいがあるもので、結局反対も強いといふことになると思ひますが、それはさておきまして、現在の補助事業といふものを性質的に分けてみると、單純的な、省令的なものと、国としてどうしてもやらせなければならぬ事業、こつた二つの性質に分けられるのではないかと、こつた考えますが、大蔵省としても、やはりさういふ性質の区分をお考へになつていらつしやいますか。

○村上(孝)政府委員 この法律は、適用になる対象として、補助金等と書いてございまして、その中身としては、補助金、負担金、利子補給金その他云々と書いてあります。その中に入つておられます。たとえば負担金のごときは、その根拠法において負担するといふやうな、国が義務づけられておるやうな書き方をしておるものもございまして、従つて、さういふ意味から単に省令的なものから、国がどうしてもその一部の財源を負担すべきであるといふ、その両者の間にまたいろいろ程度がありま

しうけれども、いろいろな種類があるといふことは認めます。

○石村委員 單なる省令的なものは、これは問題でございませんで、国としてどうしてもしなければならぬ、させなければならぬといふ事業について、補助金を出すといふ場合には、それがほんとうに実行できるやうな措置を国としてやはり講じなければならぬ。補助金を出すだけなしに、一部地元負担とかいろいろなことがありますが、それが従来の災害なんかを見ますと、いなかの小さな村なんかで、もうその村として地元負担の能力がない程度のもので、法規によつて負担させられる。ところが、實際はそれは芳ばしくないといふところから、不正も行われやすい傾向があると思ひますが、こつた場合には、政府としてどういふ処置を考へられるか、出ても出なくてもいいといふ省令的なものならばかまわないと思ひますが、どうしてもやらなければならぬ、やらせなければならぬといふ事業について、単に補助金だけ出しておいたからそれでいいんだといふわけにはいかないと思ひますが、従来の政府の措置なんか非常に不十分であつた、こつた考えます。大蔵省としてその点いかに考へになつていらつしやいます。

○藤枝政府委員 ただいま御指摘のやうに、たとえば災害復旧等を考へてみますと、これは単に省令で出すといふ意味でなくて、やはり国土保全の上から、国の事業としてやつていかなければならぬ問題であらうと思ひます。

○石村委員 そうしたもののについては、もちろん地元の負担といふものもありま

すが、その負担については、あるいは起債の問題でこれを含めようとする、あるいは地方財政全般として、こつた補助金に對する財源を確保するといふやうな点を考慮して参つたのでありま

すが、非常に災害の規模が大きいといふやうなことになる、国の財政、地方の財政ともに相当窮乏なときでありまして、ただいま御指摘のやうに、国の補助金が出るが、地元はなかなか持ち切れぬといふやうな場面も出て参るかと思ひます。これが手当につきま

しては、ただいま申しましたやうに、起債等を考へるとともに、各種のこつた災害に對する補助の法令によりまして、負担の非常にかかるやうなところにつきましても、たとえば補助率を引き上げるとか、さういふことをいたしまして、必要な事業が単に政府が補助金を出しつぱなしで、あとはどうでもいいといふ考へでなく処置をして参つたつもりでございまして、もちろん

国の財政全体の窮乏なところから、その点が十分でないといふ御批判もあろうかと思ひますが、考へ方として、ただいま申しましたやうなことにによりまして、補助金を出した目的が達成できま

す。さういふに努めて参りたいと考へる次第でございまして。

○石村委員 そうした問題について、従来補助金を出したことになる場合、さうしてその事業がどうしてもやらせなければならぬ事業といふときには、同時に地元が財政的にどういふ状況にあるか、これを補助金を出して事実目的通りにその事業が達成できるかどうかといふやうな面までお調べになつて出していらつしやるのですか。また今までのことは別として、今後はさうした方

針をとるといふことでございませうか、お尋ねいたします。

○藤枝政府委員 これはもちろん具體的に一つ一つ、たとえば災害が起つた場合に、その地方がどういふ状態になつておるかといふやうな点については、もちろん考慮のうちに含まれるけれども、十分でない点もあろうかと思ひます。ただ地方の財政全般として考へまして、国が補助金を出すその事業に見合いますところの地方の財源につきましても、あるいは交付税その他の財源、あるいは起債等につきま

事業分量による分担金を取っておりません。それが現段階では三分、未端まで行けば七分というような分担金を取っており、本来の自己負担分でさえ出せないのに、その分担金も出さなければならぬということになる、地方団体はやはりよくないわけです。ところが災害による復旧事業はしなればならぬということになると、勢いいろいろな問題が起るを得ないと思ふのです。この点に対して大蔵省が、今後そうした場合に、単に補助金を言ってきたから値切つて出して、おとくというふうな態度では、こんな法律をいくらお作りになつても、効果が上るとすれば災害復旧が全然できないということになる。もし災害復旧ができれば依然としてごまかしが行われるということになる。このどちらかになつてしまふと思ふのですが、その点について十分お考えを願ひたいと思ひますし、その決意を披瀝していただきたいということ、こうした土地改良協会のようなの三分とか七分とかいう大きな負担金を取る問題について、どう御処置をなさるお考えであるか、その点もあわせてお示し願ひたいと思ひます。

○藤枝政府委員 最初の、将来その地方の負担にたえないような補助事業を、しかもそれは国家的な要請からしてもやり遂げなければならぬという点につきましては、御承知のように、土木災害、農地災害等につきまして、ある程度負担がその地方団体の税収入その他とのつり合いがとれないような場合には、負担率を引き上げていくような法律の規定もございまして、補助率の引き上げ等も考えられます。そのほかに先ほど申しましたように、そ

ういう一般の標準によつては把握できないような地方の財政需要に對しましては、特別交付税の制度もございまして、それらを活用いたしまして、ただいまお話しのようなことを支障なく行いたいと思ふ次第でございまして、なお外郭団体と申しますか、そうしたものが一種の負担金を市町村等から取つておこなうことが事実であることは承知いたしております。この問題をどう解決するか、非常にむづかしいこととございまして、外郭団体といたしまして、その目的の推進のために官庁の仕事、地方団体の仕事に協力をいたしておるのであります、何かの形で財源を求めなければならぬのであります。ただ、たとえば災害復旧費が非常に多いのかかわらず、その災害復旧費の補助金だけを基準にいたしまして、それから何分天引きする、納付金を納めさせるというものは必ずしも妥当でないと思はれますので、この点は関係の各省とも十分打ち合せまして善処いたしたいと思ひておる次第であります。

○石村委員 ただいまのような問題は、ぜひとも積極的に方針をお立て願ひたいと思ふのであります。これをおやりにならなければ、ただ大蔵省はこんな法律を出して、補助金を出すことだけ制限すればいいんだと考へておるとしかとられないことになつておる。どうかこうした問題を御研究になつて、はつきりした措置を講ぜられること、それをやらなければ、この法律を出した意義はなくて、むしろ地方団体を苦しめるにすぎないということになりますと思ひます。

次に具体的な条項でお尋ねいたします。第二条一項の四に「相当の反対給付を受けない給付金」というのはどういふ性質のものであるか。また政令で定めるところになつておられますが、政令はどんなものをお定めになるお考えであるか、お示しを願ひたいと思ひます。

○村上(孝)政府委員 現在法律におきまして、あるいは予算科目におきまして、補助金、負担金、利子補給金という名前以外に、たとえば損失補償金とか交付金というような名前を出しておりますものの中に、いわば補助金と同じように、反対給付のない、従つてその予算の執行が放漫になりやすいものが相当ございまして、従つてそういうものを具体的にによりまして、たとえば増産奨励金というふうな名前では呼ばれておりまして、補助金と同じにすべきものであるとすれば、そういうものをこの政令で一々指定して参りたい、このように考へておられます。

○石村委員 その政令の腹案はできておりますか。できておれば、今でなくともいいのですが、資料としてお願ひしたいのです。

○村上(孝)政府委員 まだ最終的なものではございせんけれども、中間的にはできております。従つてあとで要綱的なものを差し上げてけつこうです。

○石村委員 次に三十条の罰則規定では「第三十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は」となつておりますが、十一條には「善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行ななければならず」とあつて、その次に「いやくも」と書いてあるのですが、この「善良な管理者の注意」というのは、単なる訓示規定にすぎないものであるかどうか。三十条の罰則の中には、善良なる管理者の注意を払わないというふうな場合も、やはり「他の用途への使用」というものの中に含ませてお考へになつていらつしやるのかどうか、はつきりお示し願ひたいと思ひます。

○村上(孝)政府委員 三十条で「他の用途への使用」と書いてありますのは、十一條のとこに、この補助金を交付しますときに、交付官庁側として、これはどういふふうな内容の事業にどういふふうな条件で交付するといふ、交付の決定の内容とか、あるいは条件等々をつけるわけがあります。そうしたものに従つて、しかも善良な管理者の注意をもつて補助事業を行ななければならぬ、これは非常に抽象的な規定でございまして、具体的には、この交付の決定の内容等に従つてやらない場合は三十条にかかると、こゝろのことになるわけでありまして。

○石村委員 昨年問題になりました造船りべつ問題ですか、あつたものは、結局不当な価格で船を作らしたというところになるのだと思ひますが、りべつをもらつて、そのりべつをほかに使つたというふうな意味で、この三十条の罰則規定を受けることになるのでございまして、それともそういう不当な価格で請け負つたということだけで罰則規定の適用を受けることになりまして、この点はつきりお伺ひしたい。

○村上(孝)政府委員 私、外航船舶の建造融資に關する具体的な事実関係、あるいは法律關係についてそう詳しく承知しておりませんが、あまり正確でないかと思ひますが、あの外航船舶建造融資利子補給につきましては、いわゆる補助事業者というものが銀行でありまして、間接補助事業者というのが船会社であります。そこで船会社が、たとえば十億圓というふうな船価を申請しまして、その十億圓の利子補給を受けながら、實際は九億圓で船を作つて、一億圓をはかの事業に使うということになりますれば、安い利子補給を受けた一億圓をはかの用途に使うことになりまして、第二條の第四項の第二号の規定と相関連しまして、第三十條の違反になる、こゝろに考へておられます。

○石村委員 ただいまのお話だと、十億もらつて九億の船しか作らぬというふうな御説明でしたが、十億は造船会社へ事実は一応渡してしまつて、一億ほどあとで返してしまつたという、こゝろの例は、単に造船業の問題だけでなしに、地方の災害復旧事業なんかでもよくあることなんです。さつきも申しました土地改良協会の負担金が出せないというふうなことから、土木業者からりべつをもらつて、その金で出したというふうなことは非常に多いと思ひますが、こゝろのことは、三十条

のどういふ何で処罰規定を受けることになるのか、その点お示し願いたい。

○村上(孝)政府委員 リベートを受けたというものが、当初から十億受けた融資を、そのまゝ九億を船に使つて一億をほかに使へば、非常に明瞭になるというので、一応十億払つておいて一億返してもらつて、それを別の目的に使うというふうなカモフラージュをしたということならば、やはり安い利子補給を受けた金一億を他の用途に使つたということになるのではないかと先ほど御説明したわけでございますが、この点のこまかい事実関係その他から、正確なことは、そのうちに刑事局の方でも来られるのでございましょうから、その方からお聞き願いたいと思います。

○石村委員 その点はそれではあとで質問します。もしリベートをもらったというふうなことがかりにない場合、不当な価格で請け負わせたというふうなことだけである場合、それは何ら処罰は受けないということになるわけですか。たとえば災害復旧でも、土木業者に必要経費以上の請負をさせた、リベートはそのときもらつていないというふうな場合には、これは何ら問題にはならないということになるわけでしょうか、これも、刑事局の方でもいらつしやなければわからないということなら、あとで聞きます。

○村上(孝)政府委員 非常に具体的な問題を微に入り細にわたつてお尋ねになりますので、私ははっきりお答えできないのでありますが、いわゆる請負業者と補助事業者との間の経済取引の力関係によりまして、いわば請負業者にぼられたというときには、この補助

事業者には何らの故がないわけでございますから、従つて刑事犯の対象になることはないと存じます。

○石村委員 そうすると、十五条を見ますと、事業の完了によつて、調査して補助額を確定する、こうなつておりますが、こういう性質の規定が、従来の補助金を出す場合の、法律ではないでしょうか、やり方にあつたのでしょうか、どうでしょうか、お尋ねします。

○村上(孝)政府委員 従来国が経費を支出します場合には、たとえば前金払い、概算払い、いろいろ工事の完了に先だちまして支払う方式もございまして、こうした額の確定ということには従来の補助制度ではございまして。

○石村委員 そうすると、さつき例を上げたような不当な価格でやつたというこれは結果において不当な価格というとき、あとで補助額を確定するときに、この価格は不当だというふうな額の決定がその時にあるじやないかと思ひます。そういう場合には、これは不当な価格で請け負わしたんだということになりなると、それは十五条の規定によつて返還させるといふことになりませんか。

○村上(孝)政府委員 先ほど申し上げましたように、この補助事業者がその請負業者との間の商取引におきまして、ある程度高い単価で引き受けざるを得なかつたという事例、これは現実の経済取引の問題でございまして、そのしたことのないうちに、たとえば現在の地方自治法二百四十三条では、地方公共団体が請け負ひさせる場合には、やはり一般競争入札というふうなことを原則としてやれというふうな規定もございまして、そうしたいふゆる競争の利得を享受するような発注方式を十分とつて、しかもなおかつこの工事の単価がやや高かつたというところにつきましては、現在刑罰規定をかけるあれがないじやなかつたかと思ひますが、あります。その際、たとえばいふゆる議合だとか、そうしたことによりまして、請負業者の方で独断法に反するか、その他法令に違反しますような行為がありまして、それによつて地方公共団体の側としては、受けた損害を賠償してもらつたということになりますれば、それを補助金額の確定といたしまして返さしても差支つかえなくはなかつたか。大体そうした発注をいたします場合に、十分そうしたばられる心配のないような発注方式でもつてやつておいて、しかもある程度単価が高かつたというものについては、この額の確定の際にも十分しんじやくして、そうしたことにまで無理を言ひわけにいくまいと思つております。

○石村委員 こうした問題について、会計検査院で従来指摘されてゐる例があると思ひますが、会計検査院のお考えをお願ひしたい。

○小峰会計検査院説明員 ただいまの御質問でございしますが、検査上不当な価格で請負に出ているという例はいろいろございまして、それが請負人にごまかされたのかどうかという点になりますと、なかなかわからない場合が多いのでございまして。そういうような場合は、大体今大蔵当局から御説明があつた点で十分ではないかと考えております。

○石村委員 次に十九条の加算金の問題ですが、この加算金は、もし善良な

る管理者の注意を払つてやつた結果、予定額より少くして済んだというきわめて良心的なやり方をしたというときに、確定額との差額が当然出てくると思ひますが、これに対して加算金をやはり取ることにするわけですか。それとも七条該当でないというふうなことで払わなくていいということになるのですか。

○村上(孝)政府委員 第十九条に明定しておりますように、いわば目的外に費消したというふうな、不正な原因から取り消しを受けた場合以外には加算金はつきません。

○石村委員 では確定額との差額が出てきても、それで返還命令が出てくるじやないかと思ひますが、その返還命令が出たとしても、これは加算金がつかないということになるわけですか。

○村上(孝)政府委員 返還命令が出たとき、納付期日までに納付しなかつたときに、納付期日以降延滞金が生ずるだけで、加算金には関係ございせん。

○石村委員 それからこの処罰の対象ですが、これは代表者、地方団体なら知事とか、あるいは市長というものになるんですか、それとも実際の事務担当者か処罰の対象になるのか、また両方が対象になるのか、この点お尋ねいたします。

○村上(孝)政府委員 これもあとで参ります刑事局に聞いていただく方がよからうと思ひるのでございまして、私の考えますところでは、結局偽りの手段あるいはその他の不正の手段によつて、補助金等の交付を受けるにいつて最も有力な役割を演じました者ということになるのではないかとと思ひます。

○石村委員 あと刑事局の方が見えてから、御回答をお願いしたいと思ひますが、こうした問題は、やはり法規課長は御存じになつていらつしやる方がいいだらうと思ひます。

補助金等の問題は私はこの程度にしまして、資金規制の關係は明日お尋ねしたいと思ひます。そこで明日までに資料としてお願いしたいのですが、それは過去一カ年間の今度の資金運用の調整のための臨時措置法案の対象としておる金融機関の、銀行でいえば預金の増加というものの実際の数字と、その一カ年間に於ける今度の法律案の対象としたこれらの金融機関の債券なんかの増減の表、これを明日お出し願ひたいと思ひます。

○松原委員長 井手以誠君。

○井手委員 まず委員長に御相談したいと思ひます。私は大蔵大臣の出席を要求いたしておりましたが、どうしても都合がつかないようでありまして、この適正化に関する法律案は、知事なり市町村長が、場合によつては役役にかかるといふ重要な法案であります。当然私は、こういう法律案の審議には大臣が出席すべきだと存じております。明日はぜひ大臣が出席されるよう、委員長から取り計らいをお願いしたいと思ひます。大臣が出席されるまで、私は質問を留保することを特に申し込んでおく次第であります。

○松原委員長 承知しました。

○井手委員 先刻黒金委員の質問に対して、次官や法規課長は、補助金というものは、地方に対して慈善事業をしておるような口吻でありました。地方がもたらうとか、利得があるとか、たくさんもたらう方がよいとか、そういう

かる、あるいは補助の決定の日をすみやかにする、あるいは御指摘もありましたように、負担の率について適正化

先ほどからも申し上げますように、何  
らの反対給付なくして補助金の交付を  
受ける立場の者の方をまず自肅いたが

10

責任とか横領という犯罪も成立するでございましてけれども、責任、横領の犯罪に關しましては、ほとんど一年に一件あるかなしというふうな実情でございまして、そういうことも、たとえばこの金が私腹を肥やすものでないのだというふうなことから来るのではないかと思ふのであります。国の資金の効率性という面から申しますと、私腹を肥やそうが、目的外のことに使われようが、それは同じであります。三十条にはつきり規定するということとは、そういう意味からも実益があるのではなからうか、こういうふうに考えます。

○井手委員 法制局にお尋ねいたします。先刻も申し上げましたが、負担金を含む多くの補助金は、国の施策を、法令で定めて国にかつて地方公共団体が実施に移す。あるいは地方の事業にいたしまして、国が法令によって義務づけたり、基準をつけたりしてやらせている。地方も中央も一体になって事業の定遂を行わなければならない責務があると考えております。ところがこの法律案は、補助金を受ける地方公共団体の責任を問おうというのでございまして、現行の刑法その他の法律では取締りができないかどうか。建設大臣などが主張しております行政措置ではどうしてもできないのかどうか、また取り締らうとすると、現在どういふ法的根拠があるのか、さらにまた公務員については、新たに刑事罰は設けられないで、現在の国家公務員法によって必要な処置をしようということでございますが、あまりにも一方的であると考へますので、それらの点について

を必要とする詐欺罪の構成要件に、必ずしも合致しない場合も多い立証も困難である。しかし、さればといつてそれを放置するわけにいかないというものが、この法律の立法理由であらうと思ふのであります。なおこの公務員の方を罰しないのは片手落ちではないかというお説に對しまして、これは一つの立法政策の問題であらうと思ひます。現行法におきまして、おそらくその場合においては、責任罪が成立するであらう、これは私は疑念ないところじやないかと思ひます。ただし、ここでこの法律に特別にそういう規定を入れまして、国の方をやれと言つてみれば、たとへば復旧の補助金等を受けよう、欺罔行為というものは構成要件が非常に變つてきております。一方の公務員の方ににつきましては、そういう規定をよしんば入れても同じじやないか。従ひまして、もしそういう事実があれば、現行法でそれはやつていけばいいのではないか、こういうふうな私どもは考へております。はなはだ不十分でございしますが。

○井手委員 どうも、その不十分とおっしゃる点が私は非常に不十分と思つております。政務次官にお尋ねいたしますが、査定というものは何ゆゑにあるのか。申請する場合に虚偽の申し出をした、これならばそういう筋も立とうと思ひますが、現地で、中央からもわざわざ出向いて査定したものの責任が申請した者だけにあるのか、私はこの点が聞きたいのであります。査定によつて復旧の補助金の交付の金額がきまるのです。中央の役人が現地で

計検査院から実例であつてお答え申し上げてもよろしいと思ひますが、実際にはない。ただ何万件もある補助の対象でございまして、現在の国の各行政官庁の能力では、全部を現地査定ができないところに一つ問題もあらうと思ひます。従ひまして、こうした法律で処罰することが目的でないことは、もう繰り返して申し上げた通りであります。今後できるだけ現地の査定ができますように人員も充實したいと思ひます。非常に巧妙な欺罔手段を用いた場合に、相當の能力を持つておつても欺罔されるという場合もないではないと思ひますが、ただいま申しましたように、現地査定ができるようなものについては、この法律が目的としておるような不正な行為は行われていないのが普通であるというところは、申し上げられると考へるのでございします。

○井手委員 その点は、一つ法制局にも確かめておきたいと思ひます。現地で査定した場合の責任でございします。おそらく今後建設省あたりは、全部現地査定になるのだらうと思ひますが、現地査定した場合に、責任は査定した者に私は出てくると思ひます。もしその場合、査定してもなお不正があつたという場合には、申請した者も査定した者も両方罰せられるようになりますか。その辺を確かめておきたいと思ひます。

○西村政府委員 今のお尋ねの点は、法務省がお見えになつておりますか

○西村政府委員 今のお尋ねの点は、法務省がお見えになつておりますか

○西村政府委員 今のお尋ねの点は、法務省がお見えになつておりますか



ら、むしろこちらの方がよいのじゃないかと思ひますが、私の考えといひましては、現地で査定するといひましても、それは地理的に現地だといひただけであります。その場合において、国の公務員がかりに地方公共団体の補助金等の受給者と通じてインチキな査定をすれば、おそらくその人は責任罪に問われるので、具体的の場合にどういふふうにかかってくるか、その点ばかりきませんけれども、一般的にいって、今申し上げたようなことになるのじゃないかと思ひております。

○井手委員 政務次官にお尋ねいたしますが、水増しだとか不正だとか盛んにいふといふことは、いわゆる中央の実施官庁の監督の不行き届きが私は前提であると思ひます。中央さえしっかりしておつて、動かされないような態度を持つておつたならば、そういうことは起らぬはずである。これは議論にわたりますし、私にはあまり多くは申し上げませんが、大体この法律を出す趣旨そのものが、政府の無能を暴露するものであると私は考へる。自分たちのやれないことをたんに上げておいて、——もちろん悪いことはやかしよく言つていいのです。うんとやつていい。山口県佐波郡の出雲村や八坂村の責任者に私はあとで問ひたいと思ひますが、政府はもう少し処置をされたか、自分たちがやらなければならぬ監督をおろそかにしておいて、地方がごまかしたからといって罰を加えるといふことはけしからぬと思ひます。そこでお尋ねいたしますが、今までは水増しと不正申告だといふしやいましたが、不当に査定した場合にどうなりますか。

私は数字を上げて申し上げましよう。二十八年度の被害に対して、大蔵省は最初千五百六十五億円に復旧費を査定しておる。それを二十九年度の予算編成に千七百七十億に削つておる。これに對しましては、私も注意をいたしたいけれども、がんとして聞かないところが今日になりますと、あれは間違ひであつた、千五百五十五億が正しかつたといふことを申されておる。この責任はどうなりましようか。そのためにどのように地方は困つたか、政府は二十八、二十九年の二カ年間に六割を復旧いたしました。このように声明しておきながら、実際は三割くらいしか復旧していない。三十年度には、少し基礎が間違つておつたといふことで六割五分の復旧だと申されておる。予算委員会できょうに発表されておる。この誤まつた査定はどういふことになつてございましようか。これが第一点。

先刻来いろいろ査定の話が出ましたが、私は、査定といふものは一回いふと思ひます。緊急査定、これは特別であります。緊急査定で済むはずで、今までは財務局も査定される、行政管理局も査定される、会計検査院も現地に赴いて査定をされておる。建設省以外の人、現地を調査して歸つてきて、悪いものがあるならば、建設省や農林省にその不当を申し出るものが正しいやり方である。ところが現地において一々指図なさつておる。最初は、ある工事について百万円と査定されたものを、八十萬、七十萬とずつと切り下げられておる。その査定の責任はどうなりましよう。今後起るでございましようが、査定が次々になつてく

るこの責任はどうなりましようか。もし査定が變つて参りましたならば、前に査定されたものは、それは虚偽のことになるのでございましようか。当事者はそれは処罰されるでございましよう。こゝういふ責任を一つお伺ひいたしましたのであります。

○藤枝政府委員 二十八年度の災害を例におあげになりましたのお尋ねでございします。あの当時非常な大災害であり、しかも復旧を急ぐために早急な査定をいたしましたのであります。災害の度合いも非常に大きいために、会計検査院としても事前の査定といふようなことを當時実施をされて、それらの結果を見ますと、最初に査定をいたしましたものと相当そこに開きがあるといふことで、実施官庁である建設省、農林省と、私も最後の財政を預かります大蔵省の方と一緒にございします。その金額につきまして、さらにあとでまた訂正があつたじやないかといふことでございします。何分実施を査定いたしました関係上、十分全部の箇所を査定できない点で動いて参ることもあるかと思ひます。しかし、ただいま御指摘のように、明らかに間違つた査定をやるという場合には、おきましては、公務員として当然公務員の責任を問はるべきであるといふふうに考へております。

○井手委員 その問はるべきであるといふ公務員の責任についてです。これほど災害地に対して迷惑をかけた大蔵省の査定、あなたの方はあまり基礎がある査定ではないのであります。過去幾らくらいの水増しがあつた、實際賠償金をさせればこれくらい下つた。

そういう情実をかけて査定をされておる。そのために地方は多くの不利益を受けておる。二カ年間に六割の復旧をさせるといひながらも、三割しか復旧しないではございせんか。その責任はどうなりましようか。問はるべきだとおつしやいましたけれども、だれもやめておりません。国会議員は、活動が鈍いと国民の厳正な批判によつて落選させられる。会社の経営が悪くなるに重役は交代せしめられる。役人はどんなことをしても責任を問はれないのですか。私は、ここで一々査定官が現地へ行つてどうしたと申したと申しませんけれども、地方の報告によりまして、地方の接待で一番多いのは、大蔵省や会計検査院であるといわれてゐる。この点について、私はあとでさらに追及いたしますけれども、この査定を誤まつた役人、根本的に間違つた査定をした大蔵省の責任はどうでございしますか。二十八年度の災害に対する査定について、私はただいまの答弁では納得いたしません。地方に対しては厳罰をもつて臨みながら、自分たちははおかふりするような態度は許されません。

○藤枝政府委員 その意味におきまして、実はこの法律案も御審議を願つておるのであります。法案全体を通じてござらんになりますように、なるほど罰則の点では、公務員の罰則を規定はいたしておりますが、この法案全体は、交付をいたす方も交付を受ける方も、この補助金の性質を考へて、それが効率的に有効に使われるべきであるといふことを法案の全体の思想としておるのであります。従来やますれば、交付をする側にも手落ちもあり、また受ける方も、あるいは言葉は悪いかもしれませんが、一種の取り得であるといふような思想がありがちであつたものを、こゝした法律の規制によりまして両方とも十分に考へて、そして補助金というより特別な性質の資金をほんとうに正しい意味に使うといふことを確立したいといふ念願しておるわけでありましよう。

な例におあげになりました災害復旧の問題でございしますが、われわれももちろん、原則としていわれております三・五・二の比率によつて復旧ができませんことが望ましいのであります。御承知のような財政状態でありましてがゆへに、その復旧の度合いが遅れましたことはまことに残念でございしますが、国の財政全体のならみ合せにおいて、やむを得なかつたことを御理解いただきたいと考へる次第でございします。

○井手委員 財政の都合によつて三・五・二が実施できなかった事情について、私はそつとがめるものではないのであります。二カ年間で六割を復旧すると説明しておいて、實際は三割しか復旧しない、一年後にそれは誤まりであつた、千五百五十億が正しい復旧費である、そういううそをついた大蔵省は責任を取らぬでいいかと私は申しておるのであります。今までは水増ししたとか、二重申請だとかおつしやいますけれども、最近の査定を見ますと、十の工事をしなければならぬのに、八か七しか工事ができないような査定をされておる。今までは、實際の工事もよりよけいに申請されたからこれはけしからぬといふ。そういうものはどしどし処分なさい、なぜ今日までそれを処



知いたしておるのであります。そういうことは、市町村が会員でありますから、会員としての会費を負担することとは当然であると思ひのであります。が、その会費の負担の方法を、特に災害復旧に關係するより補助金などを基準にしてやることは妥当でないといふに考へる次第でございます。

○井手委員 それでどうしようといふのですか。小峰さんにお尋ねいたしますが、それは適正なやり方でございまいしょうか、いわゆる補助金の何%を納めるといふ、団体に対する寄付行為と申しますか、天引き行為と申しますか、そういうことは会計検査院としてよろしゅうございませうか。

○小峰會計検査院説明員 ただいま外郭団体、たとえば土地改良協会というやうな例をおあげになりましたが、外郭団体の寄付と申しますか、会費納入と申しますか、これは相当広範囲に行われてゐることは事実であります。災害復旧費などでも行われるのでございしますが、たとえば事業主体にかつて設計を作る、あるいは工事の監督をする。土地改良協会關係の話が出ましたが、農林關係などは、御承知のように事業主体が、たとえば農業協同組合というやうなところが多いのであります。自分で設計をするとか、あるいは監督をするとかいふ技術的な能力の乏しいところが多いわけでありませう。そういうところにかかりまして、設計図面を引くとか、設計書を作るとか、あるいは工事の監督をするとか、こういうやうなことを行ふ場合が非常に多いのでありまして、こういうものにつきまして、若干の設計料なり監督料なりを納めるということは、必ずしもそう悪い

ことではないと思ひのであります。ただ所によりましては、相当程度の激しいところがございます。私どももいたしましては、たとえば工事費につきまして、その五%取るとか七%取るといふことになりまして、補助金に換算いたしますと一割近いものが引かれるといふことになりまして、そういう程度のひどいと思はれるやうなところでは、どんな注意をいたして、それを引き下げるやうな処置をとつてゐるわけでありませう。

○井手委員 条文について、少しお尋ねいたしたいと思ひますが、農林漁業災害施設復旧、いわゆる暫定措置法の責任者は、この条文では知事だろふと思ひのですが、あるいは知事だけの責任になりますか、その点お尋ねいたします。

○村上(孝)政府委員 刑事罰の規定の適用は、いわば行為者というこゝになつておられますので、そうした農林施設の復旧に關する国の補助金を一体だれが偽り、その他不正の手段を講じてたかといふ個々の具体的なケースでございませう。刑事罰の規定の適用につきましては、刑事局長が来ておられますので、もし必要でありましたならば、そちらから……

○井手委員 どうも立案当局者の態度があいまいであると思ひます。この場合はどういふふうに処置する、——法律の論議になれば、それはほかの方でいいでしょう。しかしこの場合はだれが責任者である、こういう場合にはあなたが責任者といふことが、はっきりあなただけの方でわかつておらねばならぬ

と思ひのです。ほかの補助金と違つて、農地災害復旧施設の暫定措置に關しては、最近改正されて、知事が責任者になつておる。知事がやつたものに対して、政府が補助金を出すことになつてゐる。そういう責任者は知事だけだろふと思ひ。知事が工事をやる。そういう場合はだれが相手方になるわけでございますか。

○村上(孝)政府委員 私が申しましたのは、要するに刑事罰の規定の適用につきましては、故意をもつて偽り、その他の不正の手段を行つて補助金の交付を受けたといふことが必要なんでありまして、農林災害施設の關係の補助金を申請します場合にも、県庁の内部におきまして、いろいろなやうした補助金申請についての手続が行われるわけでございますが、その場合に、一体だれがほんとうにその申請書の結果を知つて、それを地方の公共団体の名前を持つていつて、そして補助金の不当な交付を受けたかといふ個々の具体的な事実を見まさんと、いわばそうした法律におけるその経費の管理の責任者だけからは、この刑事罰の適用対象が一律には出てこないのではないかと、いふに考へるわけでありませう。

○井手委員 非常に重要な点でございますので、明確にしておかねばならぬ。委員会の審議が運用に非常に重大なる影響があると思ひます。どういふ場合にはだれが相手方になる、処罰されるということが明確でなくてはならぬと思ひます。一つ一つの事案について考えなくてはわからぬといふことは、私はいけないと思ひます。この法律の場合には知事が最終責任者である、し

かし、實際どういふ場合にはこうだといふことが明確でなくてはならぬと思ひます。はっきりしておるじやございませう。土木の負担法、あるいは農林漁業施設災害、こういったものについて責任者はだれであるか。ほかの多くの場合は、下からずつと申請が積み上げられてきて、知事自身によつて本省に持つてこられる。農林施設災害復旧については、知事自身が最高責任者である。これは昨年變りました。一番この法律の対象になるのは、公共土木事業のあの特別措置法と、この農林關係の暫定措置法でございます。目の前に予想されるこの一番多い対象に対しては、だれが責任者であるかといふことははっきりしておかねばならぬのであります。知事が一括して、内容にどうの工事の工事をやると書いてあるでございまして、いふけれども、まとめ知事から申請される、こういう場合にはだれが責任者であるかとお尋ねしておるのであります。

○村上(孝)政府委員 補助金の適正化の罰則もいろいろございませう。ただいま井手委員のおっしゃいましたのは、もうとよきの不正な交付を受けた事案であるか、あるいはもらつたあとで、それを知事がいふゆる間接補助事業者に配分するときのことであるか、そのいずれも言つておられるのはないかと私思ひのであります。先ほど申し上げましたやうに、この刑事罰の責任というものはなかなか重大な問題でございまして、知事が申請を集めます場合に、個々の農林施設の災害復旧をしようといふものから集まつてきた申請書について、知事としてはもちろんいろいろな仕事があるわけござい

ますから、申請書の個々の内容について、はつきりした認識を持ち、しかもそれがうそであるといふことを知りながら出したとしますれば、これは知事が責任を負つてしかるべきだろふと思ひます。

それからまた知事を通して配分いたします際に、交付の決定の内容に従つて、一定の条件に従つてその補助金は配分すべきことに相なつておるわけでございますが、その配分を間違えたといふ場合には、それはまた知事の責任であらうかと思ひます。しかしこの配分しました補助金を實際に農林施設の災害復旧に使われないといふことになりまして、それは間接補助事業者であるところの農林施設の災害復旧をやる者の責任であらうかと思ひます。要するに問題は、法律で一律に、こういう場合にはだれが必ずこの規定の適用の対象になるべきだといふにきつむべきだとおっしゃいますが、どうも具体的なケースを見まさんと、刑事罰の規定の適用対象としてだれを選ぶべきかといふことは、私はわからないのじやないかと、いふに考へるわけでございます。

○井手委員 そういうことでは、どうも不安心な立法でございませう。今までの刑事罰を加える立法に、そういうあいまいなことはなかつたと思ひます。あなたも補助金を配分々々とおっしゃいますが、農地の災害復旧などは、集めて知事がまとめて申請するものでございませう。あなたの方から、つかみか何か知りませんけれども、補助金を百万円やる、それを配分する、こういうものじやございませう。一つ一つ

綿密な査定をやつて、集めた災害復旧の総額がこれこれ、そして内訳をやつて申請をされる。農地災害の復旧については、責任者がだれであるかというくらいわからなくては、地方では困ります。めつたに仕事ができないことになる。一部では、この法律が通るならば仕事をせぬ方がよからう、何も自分の利益のためにやっているとわけてない、何も仕事せぬのが一番いい、災害があつてもほつておけばいいじゃないか、こういう極論をする者さえも耳にいたすのであります。あなたの方は、この法律によつて実質的には国権の最高機関になるといふ野心はないでしようけれども、各省に対して、地方に対して非常にらみがきくでございまして、しかしらみをきかされる地方にとっては、たまつたものではございせん。

せつかく法務省の方が見えておりますから、一つ法務省の方にお尋ねをいたしたい。今度提案されております補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律、これは最近各地で不正工事、水増し工事を申請しておる、これはけしからぬ、そういったものは処罰する、知事も市町村長も懲役にやるぞというのがこの法律の趣旨でございまして、ところが先刻来——あなたはお聞きではなかつたかも知れませんが、申請をすれば地方だけを取り締つて、査定を誤まつた、あるいはいろいろなことであつた国家公務員に対しては、全然ここには規定がないのであります。それは一般の国家公務員法によつて必要な措置をとおつしやう。現行の法律でも、閣議でいろいろもめたように、行政措置でできるとい

う意見も相当強いのであります。現在の法律ではどうしてそれが取り締れないのか、また今までおやりになつてどうしてもできなかったという事由がございしますならば、一つこの際承わりたいのであります。

○井本政府委員 お答えいたします。

新しい法案の罰則二十九条につきましても、従来刑法の詐欺罪などで取締りをして参つたのでございします。ところが詐欺的な行為をして補助金をもらつた者が、検察庁あるいは裁判所へ出ましても、実はその補助金は全部、交付した役人側の方が大体承知した上でもらつたものであるというふうな弁解が出がちでございします。これは事実役人側の方が知つていない場合も相当あるやうでございしますけれども、いろいろな事をかまへまして、かような弁解をすることが多くあります。さうな点を調べる過程において、検事がずつと調べて参りますと、弁解が全部排斥しにくいというふうなことから、その事件が、さらに受け取つた金が個人のふところに入らずに、公共に使われておつたというふうなことで、全般をひつくるめまして、起訴猶予にしてしまふというふうなことが往々にしてあつたわけにございします。ところが今度かような法律ができれば、さうな弁解は通らなくなると私は考えるのであります。一面それでは役人側の方の、補助金を交付した方はどうなるかというところでございしますが、詐欺をされて持つていかれたという場合には、これはどうも役人側を責めるわけには参りませんが、ある程度事情を知つて、その不正な要求に応じたというやうな場合には、私どもは、それは大体

刑法の背任罪が成立するのじゃないかと思つてございします。さらに、場合によれば横領罪も成立するのじゃないかというところで、役人側の方は処分ができるやうに考えております。

○井手委員 御指摘の刑法では、詐欺罪が、査定を受けたというところで犯罪をなかなか構成しない、弁解される、こういうことですが、それではお尋ねしますが、二十九条の「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、」この文章で、それでは救われるかどうか。査定を受けたというものは、結局同じことじゃないのでしょうか。

どこに違いがあるでございませうか。偽りには間違いないはずであります。刑法の場合も偽りの申請、この場合も「偽りその不正の手段により」と書いてある。査定を受けたと弁解いたしますならば、同じことじゃないでしようか。その法的な解釈が第一点。

第二には、現地で査定した場合の責任はどちらにあるか。査定が誤まつた場合はどうなるのか。たとえば手つとり早く申しますと、水害復旧の場合に、現地へ行つて厳密な査定をされる。査定を通れば責任はだれに歸するの、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○井本政府委員 「偽りその他不正の手段により」というのは、刑法にかよふ用語が用いられておるわけにございしますが、この第二十九条による場合におきましては、偽りの手段によつて補助金の交付を受けたという場合には、これは現行刑法の第二百四十六条の詐欺罪の特別法というふうに私は考へております。「その他不正の手段により」という場合には、これは詐欺罪

にあらざるその他不正の手段によつて補助金の交付を受けた者という場合で、交付をした相手方でその事情を知つてゐる者も、この法律にひつかかるといふふうに私は考へるのであります。従つてこの法律ができませんことは、現行刑法よりも一歩進んだ規定の仕方だといふやうに私は考へております。

それから現地に行つて査定した場合に、だれが犯罪者になるかというお尋ねでございしますが、査定する者が不当な事情を知つて、さうな補助金を交付すべからざる事情にあるにもかかわらず不当な査定をしたということになりますれば、これは背任的な行為でありまして、おそらく刑法の背任罪の規定の適用がある場合があると思ひますが、さうな悪意のない場合には、これは行政上監督を受けるやうなことになるかも知れませんが、刑法上の問題は起きないといふやうに考へます。

○井手委員 その現地査定の問題、これが今後一番多いと思ひますが、現地査定が、かりに不正ではなくて、そういう意図ではなくて、誤まつて、またこれが必要だといふことで厳密に査定された場合には、申請者の行為は、それで一応解消したと私は考へるのであります、その後の責任は査定官にありと考へますが、いかがですか。その点が第一。

さらに刑法との關係でございしますが、「不正の手段」といふことがここに新たに設けられたのが大事な点であるやうに思ひます。偽りといふことは刑法にもあるが、「その他不正の手段」といふところにこの法案の妙味があるやうに私は思ひます。その妙味のある不正の手段といふことで、相手

方も罰せられるといふことであります。ならば、それはやはり国家公務員法が当然ここにかかつてくるものだと私は思ひますが、その点いかがですか。

○井本政府委員 査定者が厳密な査定をいたしまして、その査定が善意の査定であつて必要な査定でなかつたといふことになりましたれば、その場合には、犯罪は成立しないといふやうに私は考へます。

○井手委員 それでは、査定が一応済んだものは、責任は査定した方にあります。かように解釈してよろしうございしますか。

○井本政府委員 私は査定の仕方によつて考へます。査定者が、善意であくまでも公平にやつた査定であつたといふ場合には、これは査定者の責任である。その責任といふのは、行政上の責任で、刑法上の責任でない場合のことをいふのであります。さうな査定で、悪意が認められるといふやうな場合には別個であります。さうでない場合には、さういふやうな責任の問題は起きないと思ひます。

○井手委員 すさんな査定という場合には公務員が処罰される。それから善意の査定であつた場合には、申請者その他の責任がない、こゝういふやうに今承つたのであります。さういたしますと、現地査定が済んでおれば、この法規にかかるといふことはないと了解してよろしうございしますか。

○井本政府委員 補助金の交付が、厳密な査定によつて交付されたものであるか、あるいは不正な補助金の要求にその査定が關係があるか、その辺の因果關係の問題を検討いたしまして、別

にその不正な要求が、厳密な現地の査定によって因果関係が中断されているという場合には、問題は成立しないと考えます。

○井手委員 くだいようでございますが、非常に大事な点でございます。不正な手段と申しますが、それは申請者が、自分はこの災害復旧をするのに百メートルの堤防が必要であるということを確認しておる。実際はそう考えておる。当人の土木技術が非常におさびしくて、五十メートルでもいい場合があるかもしれない。しかしその場合に、それはゆるい土木技術の知識の不足であつて、本人自身はきわめてまじめに百メートルを要すると思つておる。百メートルの場合には、これは不正な手段ではないであらうと私は思ひます。そうでなく、相手をお欺するしらないにかかわらず、申請する者が、実際には復旧工事の域を出るにもかかわらず、それについて、これは復旧工事の範囲に入るのだといふことで、実際に復旧工事に必要な十分な金額をこえて、復旧工事といふ名目で、いわば改良工事にも使えるような金を要求する、そういうふうなことが不正な手段である。それを申請者は十分認識しておつて、それをもつた金でもつて、この際に村の木造の橋を石造にしようといふようなことを考えておられます。それは不正な手段である。しかし不正な手段といふのは、これは凡百の例があるわけでございます。これを具体的に答へると申されますと、これはいくら私が引例をいたしましても、尽きないわけでございますから、そういうことを意味するのだといふことで御了解願ひます。

○井手委員 その改良工事の点が問題なんです。会計検査院でもあなたの方でも指摘なさつておるのは、その改良工事です。しかしその改良工事は、あ

た相手を欺罔するといふこと以外の手段、こゝういふ意味でございます。不正な手段と申しますのは、それは申請者が、自分はこの災害復旧をするのに百メートルの堤防が必要であるということを確認しておる。実際はそう考えておる。当人の土木技術が非常におさびしくて、五十メートルでもいい場合があるかもしれない。しかしその場合に、それはゆるい土木技術の知識の不足であつて、本人自身はきわめてまじめに百メートルを要すると思つておる。百メートルの場合には、これは不正な手段ではないであらうと私は思ひます。そうでなく、相手をお欺するしらないにかかわらず、申請する者が、実際には復旧工事の域を出るにもかかわらず、それについて、これは復旧工事の範囲に入るのだといふことで、実際に復旧工事に必要な十分な金額をこえて、復旧工事といふ名目で、いわば改良工事にも使えるような金を要求する、そういうふうなことが不正な手段である。それを申請者は十分認識しておつて、それをもつた金でもつて、この際に村の木造の橋を石造にしようといふようなことを考えておられます。それは不正な手段である。しかし不正な手段といふのは、これは凡百の例があるわけでございます。これを具体的に答へると申されますと、これはいくら私が引例をいたしましても、尽きないわけでございますから、そういうことを意味するのだといふことで御了解願ひます。

○井手委員 その改良工事の点が問題なんです。会計検査院でもあなたの方でも指摘なさつておるのは、その改良工事です。しかしその改良工事は、あ

た相手を欺罔するといふこと以外の手段、こゝういふ意味でございます。不正な手段と申しますのは、それは申請者が、自分はこの災害復旧をするのに百メートルの堤防が必要であるということを確認しておる。実際はそう考えておる。当人の土木技術が非常におさびしくて、五十メートルでもいい場合があるかもしれない。しかしその場合に、それはゆるい土木技術の知識の不足であつて、本人自身はきわめてまじめに百メートルを要すると思つておる。百メートルの場合には、これは不正な手段ではないであらうと私は思ひます。そうでなく、相手をお欺するしらないにかかわらず、申請する者が、実際には復旧工事の域を出るにもかかわらず、それについて、これは復旧工事の範囲に入るのだといふことで、実際に復旧工事に必要な十分な金額をこえて、復旧工事といふ名目で、いわば改良工事にも使えるような金を要求する、そういうふうなことが不正な手段である。それを申請者は十分認識しておつて、それをもつた金でもつて、この際に村の木造の橋を石造にしようといふようなことを考えておられます。それは不正な手段である。しかし不正な手段といふのは、これは凡百の例があるわけでございます。これを具体的に答へると申されますと、これはいくら私が引例をいたしましても、尽きないわけでございますから、そういうことを意味するのだといふことで御了解願ひます。

る程度認められておるはずであります。それは農地の災害復旧について、あるいは公共土木事業の復旧についてもあるはずであります。十全の効用をなさないような場合には、若干の改良工事は認められておるはずであります。地元では、このくらいいなくて、またさいの川原の石積みと同じでまたやられるから、こゝまでは改良工事をやらなければ真の復旧工事にならない、十全の効用をなさないといふことで工事を増して申請をする、それは認められておるわけでありませう。ところがあなたの方は、改良工事を水増し工事であるといつてびしびし切られておる。それが不正の工事ではないか。真に血税をもつて災害の復旧をやりやうといふ場合に、また次々の水害によつて復旧しなくちゃならないような場合には、再びそういうことが起らないような、災害防除を含めた工事こそ、私は必要な場合もあると思ふ。その超過工事、改良工事の限界は非常にむずかしいものです。それをあなたは不正な手段といふふうにおつしやつた。これは非常に重大だと思ふ。これを不正な手段といふならば、ほとんどものごとひつかりますよ。ひつかけようと思へばほとんどひつかけられる。頭の下げ方が悪いと思つて、これはほとんどやられる場合が出てくる。それは、あなたの方は非常ににらみがきくかもしれないけれども、受ける地方はたまつたものではございませう。これは大事な点でありますから重ねてお尋ねいたしますが、改良工事、超過工事、これは見解の相違であるかもしれないが、これも不正な手段であるとお考えになっておるか。そういうこ

とであるならば、私は絶対に許しませう。

○村上(孝)政府委員 そういふ誤解があると思ひましたので、具体的に木造の橋を石造にするといふことを申し上げたのであります。今おつしやつたような、いわば災害復旧の範疇に入るという改良工事を災害復旧工事と認めるべきであるかどうかという、いわば補助制度の実体論についての論議は、私は実際に補助金を交付する立場におりませんので、そうした精細な御討論に答へる資格はないのであります。私が申し上げましたのは、もしかりに補助金の交付の条件として、災害復旧であるといふふうになつておりましたら、落ちた木造の橋を石造にするといふのは、これはもうはつきりしておつしやるならば、またお答えいたしますが、私が申し上げたのはそういう意味でありまして、いわば災害復旧の概念の範疇の中に、ほんとうの災害復旧のために、改良と称せられるべきものの一部分が入るべきものではないかといふような非常に微妙な災害復旧の概念規定の問題につきましては、今後の補助制度の運用におきまして御高見を拝承いたしてやつていくことになると思つておりますが、私はその方の担任者ではありませんので、そういう誤解を避けるために、木造と石造といふふうな例について御議論をしていただきたいと思ひます。

○井手委員 木造を石造にする、それはべらぼうな話ですよ。そういうものはびしびし今の刑法でやり得るわけですよ。そういうことは偽りの申請詐欺罪が成立する場合もあるかと思ひ

に復することが主体であり、目的である。しかしそれについて、十全の効用をなさないものは若干の改良工事を加えることになる。しかるに木造の橋を石造にするといふようなことは偽りの申請であり、そういうものはびしびし刑法で取り締ることができると思ひます。私は刑事局長にお尋ねいたしますが、今お聞き及ぶの通りでありますので、大体常識で御判断をお願いいたします。ことに専門家であり権威者の刑事局長は御存じだらうと思ひます。が、やはり現在の刑法では、そういう木造を石造にした場合に取締りができないのか。それができないからこゝういふような法律を作つたようなことをおつしやいました。これは明らかに偽りの申請である。私は考えます。その点について刑事局長の御見解を承わりますと同時に、どうしてもこゝういふ法律を作らなくては補助金の適正化ができないかどうか。閣議においても、行政措置で足りるに過ぎないといふ大論議のむずかしい賛否相半ばしたものに對して、法務当局はどのような見解を持っておりますか。どうしても必要であるとお考えになつておられますか。この罰則の規定が果して妥当なものであるかどうか、これではなくては真実の効果が期せられないのか、それらの点についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○井本政府委員 最初の木造の橋を石造の橋として申請をしたという場合には、非常に不当な復旧工事でありませうし、客観的にも妥当でないと思ひますので、その補助金が交付された経過を調べますれば、現在の刑法でもあるいは詐欺罪が成立する場合もあるかと思ひ

た相手を欺罔するといふこと以外の手段、こゝういふ意味でございます。不正な手段と申しますのは、それは申請者が、自分はこの災害復旧をするのに百メートルの堤防が必要であるということを確認しておる。実際はそう考えておる。当人の土木技術が非常におさびしくて、五十メートルでもいい場合があるかもしれない。しかしその場合に、それはゆるい土木技術の知識の不足であつて、本人自身はきわめてまじめに百メートルを要すると思つておる。百メートルの場合には、これは不正な手段ではないであらうと私は思ひます。そうでなく、相手をお欺するしらないにかかわらず、申請する者が、実際には復旧工事の域を出るにもかかわらず、それについて、これは復旧工事の範囲に入るのだといふことで、実際に復旧工事に必要な十分な金額をこえて、復旧工事といふ名目で、いわば改良工事にも使えるような金を要求する、そういうふうなことが不正な手段である。それを申請者は十分認識しておつて、それをもつた金でもつて、この際に村の木造の橋を石造にしようといふようなことを考えておられます。それは不正な手段である。しかし不正な手段といふのは、これは凡百の例があるわけでございます。これを具体的に答へると申されますと、これはいくら私が引例をいたしましても、尽きないわけでございますから、そういうことを意味するのだといふことで御了解願ひます。

ますが、先ほど申しましたように、必ずさような補助金の交付の際には、交付した役人側にもある程度の了解を得てさような金をもたらしたということがよく弁解に出ますし、そのようなことがある程度うかがえるようなことも多いのでありまして、詐欺罪として処分することがなかなか実際問題としては簡単ではないのであります。

それから、さような法律がなければ補助金の適正化が期せられないかというお尋ねであります。私も取締りの立場から申し上げてはなはだ恐縮であります。今までの事例をずっと見て参りました。補助金の詐欺などに関する裁判例がございまして、われわれの方に集まつております事案では、これが全部非常に軽く処分されておりました。補助金の関係で現在確定しておりますもので、私も報告を受けておりますのは五件ございまして、全部執行猶予になっております。その他十数件今裁判係属中でありまして、これも中には相当どうかと思ふものもありませんが、実際の関係からいいますと、金が個人のふところに入らずに、村とか法人の一般のふところに入つたというやうな関係で、どうも処分する方の側の元気が出ないといひます。とかく輕視しがちでありまして、この起訴された以外に、相当数が起訴猶予処分でありやむやにお茶を濁しておるといふやうな実情に私どもの方ではなっております。従つて補助金に不正があるから、あるいは不适当な補助金が交付されたから、全部処置してしまおうといふやうな大それた考えはございません。先ほど申し上げましたやうな詐欺罪に当るやうな事件でも、容易に処置できない

い事案が相当ありますので、そのやうなことに従つて、一般の方々の、補助金については軽々しく請求をして、役人などとなれ合つて多額な補助金をもらつてはいけぬのだといふことについてお考えいただくと同時に、取締りの方でも、相当処分しなければならぬ。しかも今度新しい法律によつてある程度取締りの方の便宜をはかつてもらえることになりまして、さやうな法律が出れば、私もとしましては、全般的に相当効果を上げ得るといふやうに考えております。

○井手委員 効果を上げ得るといふ結論でございましてけれども、結局査定を受けたからと申しますと、同じことじゃございせんやうな。もし法ができたから効果が上るといふなら、それはおどしやないですか。先刻も申しましたけれども、今までは、あるいはこの法律のやうなものが必要であつたかもしれない。山口県佐波郡のあゝい事件については、必要であつたかもしれない。しかし最近では、百万円の復旧費が必要なもの、八十万円、七十万円と、実情に反して、財政その他の都合によつて減らされておるのが実情でございまして。そういうときに、こゝろふうにおどしをかけるやうな、懲役にやうな規定を設けて、ほんとうの政策が成り立つものかどうか。これは議論になりますから多くは申し上げません。私はこの二十九条の処罰では、この立法目的が達せられない、一方的だと考えます。

そこで質問を若干変えますが、血税を出すのには適正でなくてはならぬ、公正でなくてはならぬことは申すまでもございせん。ここに訓示的な規定を

掲げなくても当然のことなんです。それでは、この地方公共団体に対しては非常にきびしく取り締まれますが、融資その他の関係はどうなりますか。政府が出資したやうな場合、直接ではないにいたしまして、ここにいう間接補助金に類する融資——利子補給についてにはここに書いてありますが、融資についてはどのやうにお考えであるか。あの造船懸賞などを考えて参りますならば、やはり同等に、あるいはそれ以上に私は考えねばならぬ問題だと思ふのであります。片一方は予算に組んだ補助金である、これの方が重くとお考えになるかもしれませんけれども、しかし開発銀行にいたしまして、何の銀行にいたしまして、政府が出資したものであれば、あるいは財政投融資であるならば同じことだと考えております。その融資についてもこの法律が適用されるのかどうか。私は先刻私企業についても適用されることと聞きましたし、法人云々のこともございまして、多分かかるのだらうと思ひますが、政府の説明によりまして、私企業については何ら触れておられません。ただ二重申請があるとか、あるいは不正工事があるといふことばかり強調されている。まず大蔵当局にお尋ねしたいのは、融資などについて監督はいかになさるおつもりであるか、その点をお伺ひいたします。

○村上孝政府委員 融資についてはどうなるかという御質問でございまして、国の支出いたしますすべての金が、国民の血税その他の貴重な財源であることはもちろんでございまして、その中で三分の一を占めるといへば、まず補助金だけを取り上げるといふこ

とは、それではほかのいわゆるパブリック・フナンドはその使途がどうなつてもいいのかとすぐ反問されるのは、ごもつともでございまして。われわれといひまして、決して金の価値に高低をつけておるわけではございません。ただ補助金というものが、この法律にも書いてございまして、反対給付のない給付金だといふことで、もつた方はその後何らの債務を交付者たる国の側に対して負わぬといふ点で、今までにいろいろその執行の不適正なることについて云々されてきたという沿革から、まず、補助金を取り上げただけでございまして、そこでわれわれといひましては、今後におきまして、たとえば融資——融資と申しますのは、これは貸付契約に基いて貸し付けを返還するといふ反対債務を相手は負うわけでございまして。そこで国といひましては、そうした発生したものの返還を要求する。いわば債権をどういふやうにうまく管理して、その貸付金から当然入るべき果実を収受し、かつまた返還させるかといふ問題を考えねばならぬわけでございまして、われわれといひましては、約一年ばかり前からそうした債権管理に關します法案の審議を續けて参りました。おそろくは今度の通常国会ころには債権管理法——仮称でございまして、が、そやうな形で、債権についての管理の適正を期する法案も出ることになるであらうと思ふわけでございまして。こうした債権管理機構が確定いたしましたれば、それによつて現在やつております投融資による国の資金の適正な使

用といふこともなされるのではないかと考えております。

○井手委員 それでは、この法律案は私企業については適用はないのでございまして。今まではあるやうに承つておりましたが、この利子補給その他についても、地方公共団体あるいはこれに準ずるものであつて、私企業ではないやうなお話しもございましたが、どちらが正しいのですか。この法律は私企業にも適用されるかどうか、その点もお伺ひしたい。

○村上孝政府委員 私ちよつと誤解いたしておりました失礼いたしました。これはもちろん私企業に適用になります。たとえば造船懸賞のごとき場合は、融資と申すよりは、国といひましては、安い利子の金という意味におきまして、利子補給をいたしておるわけでございまして、いわゆる造船懸賞における船主といふのは、この二条の四項の二号の間接補助事業者、あるいは間接補助金を受ける者になるわけでございまして。ただこれは利子という面から見ると申しますから、その受ける利子に対しては、何らの反対債務を負うわけじゃございせんので、これは補助金と同じやうに取り扱つております。

○井手委員 それではほかのものは犧牲にして、安い利子で多額の金を融通したいやうな融資といふものについては、全然関係がないと思ひますが、それはそれでよろしゅうございまして。今お聞きしたのは、別に考えておるとおっしゃいますが、むしろ必要とするのはその方面じゃございせんか。あの造船懸賞から考えまして、膨大な金額が、片方は個人じゃなく

と、それはほかのいわゆるパブリック・フナンドはその使途がどうなつてもいいのかとすぐ反問されるのは、ごもつともでございまして。われわれといひまして、決して金の価値に高低をつけておるわけではございません。ただ補助金というものが、この法律にも書いてございまして、反対給付のない給付金だといふことで、もつた方はその後何らの債務を交付者たる国の側に対して負わぬといふ点で、今までにいろいろその執行の不適正なることについて云々されてきたという沿革から、まず、補助金を取り上げただけでございまして、そこでわれわれといひましては、今後におきまして、たとえば融資——融資と申しますのは、これは貸付契約に基いて貸し付けを返還するといふ反対債務を相手は負うわけでございまして。そこで国といひましては、そうした発生したものの返還を要求する。いわば債権をどういふやうにうまく管理して、その貸付金から当然入るべき果実を収受し、かつまた返還させるかといふ問題を考えねばならぬわけでございまして、われわれといひましては、約一年ばかり前からそうした債権管理に關します法案の審議を續けて参りました。おそろくは今度の通常国会ころには債権管理法——仮称でございまして、が、そやうな形で、債権についての管理の適正を期する法案も出ることになるであらうと思ふわけでございまして。こうした債権管理機構が確定いたしましたれば、それによつて現在やつております投融資による国の資金の適正な使

とは、それはほかのいわゆるパブリック・フナンドはその使途がどうなつてもいいのかとすぐ反問されるのは、ごもつともでございまして。われわれといひまして、決して金の価値に高低をつけておるわけではございません。ただ補助金というものが、この法律にも書いてございまして、反対給付のない給付金だといふことで、もつた方はその後何らの債務を交付者たる国の側に対して負わぬといふ点で、今までにいろいろその執行の不適正なることについて云々されてきたという沿革から、まず、補助金を取り上げただけでございまして、そこでわれわれといひましては、今後におきまして、たとえば融資——融資と申しますのは、これは貸付契約に基いて貸し付けを返還するといふ反対債務を相手は負うわけでございまして。そこで国といひましては、そうした発生したものの返還を要求する。いわば債権をどういふやうにうまく管理して、その貸付金から当然入るべき果実を収受し、かつまた返還させるかといふ問題を考えねばならぬわけでございまして、われわれといひましては、約一年ばかり前からそうした債権管理に關します法案の審議を續けて参りました。おそろくは今度の通常国会ころには債権管理法——仮称でございまして、が、そやうな形で、債権についての管理の適正を期する法案も出ることになるであらうと思ふわけでございまして。こうした債権管理機構が確定いたしましたれば、それによつて現在やつております投融資による国の資金の適正な使

とは、それはほかのいわゆるパブリック・フナンドはその使途がどうなつてもいいのかとすぐ反問されるのは、ごもつともでございまして。われわれといひまして、決して金の価値に高低をつけておるわけではございません。ただ補助金というものが、この法律にも書いてございまして、反対給付のない給付金だといふことで、もつた方はその後何らの債務を交付者たる国の側に対して負わぬといふ点で、今までにいろいろその執行の不適正なることについて云々されてきたという沿革から、まず、補助金を取り上げただけでございまして、そこでわれわれといひましては、今後におきまして、たとえば融資——融資と申しますのは、これは貸付契約に基いて貸し付けを返還するといふ反対債務を相手は負うわけでございまして。そこで国といひましては、そうした発生したものの返還を要求する。いわば債権をどういふやうにうまく管理して、その貸付金から当然入るべき果実を収受し、かつまた返還させるかといふ問題を考えねばならぬわけでございまして、われわれといひましては、約一年ばかり前からそうした債権管理に關します法案の審議を續けて参りました。おそろくは今度の通常国会ころには債権管理法——仮称でございまして、が、そやうな形で、債権についての管理の適正を期する法案も出ることになるであらうと思ふわけでございまして。こうした債権管理機構が確定いたしましたれば、それによつて現在やつております投融資による国の資金の適正な使

とは、それはほかのいわゆるパブリック・フナンドはその使途がどうなつてもいいのかとすぐ反問されるのは、ごもつともでございまして。われわれといひまして、決して金の価値に高低をつけておるわけではございません。ただ補助金というものが、この法律にも書いてございまして、反対給付のない給付金だといふことで、もつた方はその後何らの債務を交付者たる国の側に対して負わぬといふ点で、今までにいろいろその執行の不適正なることについて云々されてきたという沿革から、まず、補助金を取り上げただけでございまして、そこでわれわれといひましては、今後におきまして、たとえば融資——融資と申しますのは、これは貸付契約に基いて貸し付けを返還するといふ反対債務を相手は負うわけでございまして。そこで国といひましては、そうした発生したものの返還を要求する。いわば債権をどういふやうにうまく管理して、その貸付金から当然入るべき果実を収受し、かつまた返還させるかといふ問題を考えねばならぬわけでございまして、われわれといひましては、約一年ばかり前からそうした債権管理に關します法案の審議を續けて参りました。おそろくは今度の通常国会ころには債権管理法——仮称でございまして、が、そやうな形で、債権についての管理の適正を期する法案も出ることになるであらうと思ふわけでございまして。こうした債権管理機構が確定いたしましたれば、それによつて現在やつております投融資による国の資金の適正な使

とは、それはほかのいわゆるパブリック・フナンドはその使途がどうなつてもいいのかとすぐ反問されるのは、ごもつともでございまして。われわれといひまして、決して金の価値に高低をつけておるわけではございません。ただ補助金というものが、この法律にも書いてございまして、反対給付のない給付金だといふことで、もつた方はその後何らの債務を交付者たる国の側に対して負わぬといふ点で、今までにいろいろその執行の不適正なることについて云々されてきたという沿革から、まず、補助金を取り上げただけでございまして、そこでわれわれといひましては、今後におきまして、たとえば融資——融資と申しますのは、これは貸付契約に基いて貸し付けを返還するといふ反対債務を相手は負うわけでございまして。そこで国といひましては、そうした発生したものの返還を要求する。いわば債権をどういふやうにうまく管理して、その貸付金から当然入るべき果実を収受し、かつまた返還させるかといふ問題を考えねばならぬわけでございまして、われわれといひましては、約一年ばかり前からそうした債権管理に關します法案の審議を續けて参りました。おそろくは今度の通常国会ころには債権管理法——仮称でございまして、が、そやうな形で、債権についての管理の適正を期する法案も出ることになるであらうと思ふわけでございまして。こうした債権管理機構が確定いたしましたれば、それによつて現在やつております投融資による国の資金の適正な使



て、地方のためであると思つて、ある場合には間違つた申請もあるでしょう。悪いものはどんな処分をしてもいいのです。その点は私は誤解のないように申し上げておきますが、片方の自分が利益する、自分のふところに入るものに對しては、むしろそういう方を先にこゝろを法律を作るべきじやございませんか。逆ではございませんか。

○村上(孝)政府委員 たとえば造船船艇の問題につきましては、開港銀行及び一般の金融機関から船主が金を借りまして、船を作るわけでございます。

その場合に國の立場をいたしましては、開港銀行で通常の金利水準で貸す、金融機関は金融機関で通常の金利水準で貸す、その通常の金利水準を特に低めるために、國が利子補給金をやつておるわけでございます。この國の利子補給金に對しましては、反對給付と申しますか、こゝでいう補助金と同じ性質の反對給付を受けない給付金であるということ適用になつておるわけでございます。今おっしゃいましたように、國が直接に非常に安い金利で金を貸すという場合、これはもちろん金を貸すという面におきましては、その貸した金を返してもらうという反對給付がくつついておるわけでございます。それは決してやり切りになつておるわけじやございません。それで、從來もそういうものについてはどうかという御説があるわけでございます。しやうけれども、先ほどから申し上げましたように、何らわれわれの方といひましたし、どちらに高低があるというわけでございます。國の出します金は、いかなる使途にも同じ価値であると思つておりますが、從來補助

金に關しましては非常に問題がありまして、御存じのごとく第十七国会におきましては、参議院の予算委員会でも全会一致でもつて、こゝした補助金の執行の適正に關する何らかの法律を出さなければ予算の審議をしないというふうな御説がございまして、そういう沿革から、まずこの補助金の適正化の法案が生れてきたということでございまして、従つてこの三千億の補助金以外にも、國の重要な支出でありますし、しかもその貴重な財源たることを忘れられるような執行の行われます可能性のある使途につきましては、今後といへどもわれわれは努力いたしまして、一兆円といひますか、財政のすべてが最も適正にその資金効率を上げて使われるように処置したい、こゝ考へるわけでございます。

○井手委員 どうも参議院の決議があつたからこゝろいう法律を出したといふのはけしからぬ。この法律を出せとは、おそろく参議院は決議しなかつたはずであります。結論は、適当な処置をとれといふのが参議院の趣旨でしょう。何かすべて国会の責任のようにおつしやるのは私は解せないと思ふ。国会の意思はむしろ——全部は聞いておりませんけれども、多くの人は、片手落ちじやないかという批判が非常に強いのであります。それでは何いですが、現在予想されておる——私企業も含まれておるならば、どういふものが大體利子補給その他に該當するものでございませうか、対象はどういふものでございませうか。

○村上(孝)政府委員 これは非常にたくさんございまして、たとえば私企業といひましては、典型的なものは石油の試掘に對する補助金とか、あるいは発明工業化実施のための補助金とか、いろいろ民間の会社等に出ておる補助金がたくさんございまして、一々こゝで申し上げまするのには煩にたえませんが、そゝしたことがすべてこの適用対象にならう、こゝ考へております。

○井手委員 そゝろい方面のいわゆる刑事罰に至るまでの監査その他はどういふふうになさるのであるか、参考までに承つておきたいと存じます。目的以外に使用されたような場合にどういふふうにお考へになつてゐるか。目的以外に使用されるということについては、私は特に考へなければならぬ点が多からうと思ふんです。効果が上ればいいということではない。そゝろいこともありましようけれども、一定の目的に使用されるものもかなりあると思ふんですが、そゝろい場合はどういふふうに監査なさるおつもりであるか。

○村上(孝)政府委員 この法案には、いろいろ補助金をもらつてやります事業に對して、その後も絶えず交付官庁が接觸を保ちまして、適正に使われるかどうかをよく見ろという規定がございまして。たとえば十二条の状況報告の規定によりまして、補助事業者がもつた補助金をどういふふうに使つておるかといふことの報告を受けられるようになつておりますし、また十四条で、実績の報告を受けることもできるようになつております。そゝろしてこゝした報告を受けるばかりではなくて、現実にその補助事業者がどうやつておるかといふことを現地に於いて調べることもできますように、第二十三条に

おきまして、補助事業者もしくは間接補助事業者等に對して特別に報告をさせたり、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入つて帳簿書類その他の物件を検査させる、もしくは關係の者に質問させることができるようになつております。またこの補助金を交付しました相手方に対しましては、會計検査院の検査ということも行われるのでありますけれども、これらのいろいろな接觸から、実際に与へました補助金といふものが私企業においていかに適正に使われておるかといふような状況判断もできるのではなからうか、こゝろいふうにお考へております。

○井手委員 ちょっと時間もちましたので、あとは根本問題の大臣についての質問は留保しておきたいと思ひます。

そこで最後に、せっかくお見えになつておりますから、刑事局長にお尋ねいたします。不正の申告、偽りの申請に對して処罰するのが今までの論議でしたけれども、実情に反して、地方がいろいろと熱望したにもかかわらず、たとえば災害復旧のごとく、百万円要するものを八十万円に査定された場合の行爲はどんなふうになりましようか。一方は罰せられますが、こゝろい場合は國家の方はどうなりましようか。その点を伺ひたいと思ひます。

○井本政府委員 予算の都合で百万円要するものを八十万円に査定を受けたといふことになりますれば、これは金がないのでありますから、やむを得ない、別に犯罪にはならないと思ひます。

○井手委員 法律には、原形に復旧するのが建前で、改良工事を若干認めら

れてゐる場合に、財政の都合といふものは、百やる工事の中で、あるいは三、五、二という標準で三カ年で復旧するといふ場合に、これを延ばす、こゝしは百やる予定のものを五十にしておこり、こゝろい場合があると思ふ。これは私もわかる、そゝろいなければならぬけれども、實際やつてみるとそゝろ理屈通りにいかないことはよく承知しておりますが、一つの百万円要する工事でもどうしても百万円なくてはできませんといふものを、また現地の査定官もそゝろ思つてゐるのを、上の方で、いやそれは八十万円で切れとか、七十万円で切れとか、そゝろい結果になつた場合にはどうなるかといふことをお尋ねいたしておるのであります。財政の都合じやなく、無理な査定をした場合に責任はどうなるのですか。これは何も問ふ必要はないのでございまいしょうか。刑事局長さんは、災害などについてはあまり御關係はないでせうけれども、おわかりにくいのでしやうけれども、百万円かけなくては橋の災害が復旧できない——現在では建設省が査定する、大省と交渉してもなかなかうまくいかない、結局中央でも縮められて、末端に行く時分には實際の工事費に満たない場合が多いのであります。そゝろい場合にはどうなりましよう。財政の都合といふわけにはいかぬと思ふ。

○井本政府委員 それは、要求する方の側と査定する方の側の見解の相違といふことだけの問題で、犯罪の成立といふことではないと私は考へます。

○井手委員 刑事局長は、實際にはおわかりならぬだらうと思ひますから、私はこの点は追及はいたしません。なお明日大臣のお見えになつたと

きに、根本問題に關してただしたいと思ひます。留保したいと思ひます。

○石村委員 刑事局長にお尋ねいたしますが、先ほど法規課長の御答弁がありました。法規課長の方が刑事局長の方にお尋ねいたしますが、造船疑獄のリベートのような問題ですが、これはもちろん資金の融通を受ける間接補助事業として、この法律の適用を受けるのですが、十億の船を注文して、実際はその船は九億しかかからないというので、これは仮定ですが、一億リベートを船会社が造船会社からもらったという場合には、これは法律で二十九条か三十条かどちらか知りませんが、どちらかで処罰されるものか、処罰されるとすれば、二十九条か三十条がどちらか御答弁願ひたい。

○井本政府委員 その船会社がリベートを受け取ったという場合に、この法律と直接關係はありませんが、先般の造船疑獄の際にも、例の商法の特別背任でやつておつたわけでございます。従つて一億円のリベートを受け取ったという点につきましては、この法律の直接の対象にはならないと考えますが、その一億円の利子補給に相当する金につきましては、この法律の三十条の規定の適用がある場合もあると考えております。

○石村委員 大体わかりました。つまり一億に対する利子額をもらったという点で処罰を受ける、こういう意味なんです。

○井本政府委員 私ちよつと誤解しておりましたので訂正いたします。補給された利子は金融機関に歸属いたしますが、さような特定な用途に使うべく利

子補給を受けた金を、造船に使わずにほかに使つたという点において、三十条の問題が起きるといふように私は考えます。

○石村委員 つまりリベートという形で他に使つてしまつたという意味だと思ひますが、そうなんです。リベートを受けて、その金を赤坂に使つたとか、ほかに使つたとか、一億円のリベートを受けて他の事業に使つたという解釈で三十条の規定の適用を受ける、こゝろ解釈してよろしうございませうか。

○井本政府委員 私はさうに考えます。

○石村委員 いま一つお尋ねします。リベートを受けない、しかし価格は非常に不当だということ船会社が知つていながら、政府が金利を安くして出してくれるのだから、かりに船会社をもうけさせてやろうということをやつた場合、この条文の適用は全然受けな

いということになりますか。

○井本政府委員 船会社がさうな融資を受けたところで、不当な補助金の裏づけのある融資を受けるという点で問題になると私は考えます。なお、造船会社に不当に高い価格で船を注文したということになりますれば、その船会社の社長なりあるいは取締役なりに、商法の特別背任罪の規定の適用がある場合があると存じます。

○石村委員 そうすると、この法の適用は全然受けない、こゝろに確認してよろしうございませうか。

○井本政府委員 融資を受けたところ

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十九日午前十時より開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会